

平成 25 年 3 月 5 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月5日（初 日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明

日程第4 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番 竹内 壽一

2番 山下 節子

3番 吉原 一治

4番 鈴木 欽夫

5番 鳥居 恵子

6番 松本 保

7番 鈴川 和彦

8番 沢田 清

9番 榎本 芳三

10番 榎戸 陵友

11番 相川 成三

12番 石黒 充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長 石黒 和彦

副 町 長 鳥居 敏正

総 務 部 長 渡辺 三郎

総 務 課 長 大岩 良三

検 査 財 政 課 長 鈴木 正則

防 災 安 全 課 長 石黒 廣輝

税 務 課 長 鈴木 喜雅

企 画 部 長 齋藤 恵吾

企 画 課 長 林 昭利

地 域 振 興 課 長 鈴木 良一

建 設 経 済 部 長 平山 康雄

建 設 課 長 吉村 仁志

産 業 振 興 課 長 北川 眞木夫

水 道 課 長 石堂 和重

厚 生 部 長 早川 哲司

住 民 課 長 竹味 英季

福 祉 課 長 河合 高

環 境 課 長 田中 章介

保 健 介 護 課 長 石堂 登久則

教 育 長 大森 宏隆

学校教育課長	内 田 静 治	社会教育課長	石 川 芳 直
学校給食 センター所長	齋 藤 徳 光	会計管理者	山 下 栄
出納室長	柴 田 幸 員		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	家 田 増 明	主 幹	黒 田 吉 生
--------	---------	-----	---------

[開会 9時30分]

○議長（鈴木和彦君）

皆さん、おはようございます。

大変寒い冬でしたが、コウナゴ漁も解禁になりまして、徐々に暖かさが日増しに増しております。皆さんの体調のほうはいかがでしょう。

本日は、御多用の中を3月定例町議会に出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木和彦君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において1番、竹内壽一君、2番、山下節子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木和彦君）

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

日程第3 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（鈴木和彦君）

日程第3、町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに平成25年第1回南知多町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、昨年8月発覚いたしました職員の公金横領事件に対しましては、町民の皆様を初め、多くの皆様方に町政への信頼を著しく損なうこととなり、改めまして深くおわび申し上げます。

職員一同、今回の不祥事を忘れることなく、今後とも再発防止策の継続的な取り組みと明るい職場づくりに努め、町民の皆様の信頼を一日も早く回復できますよう努力をいたしてまいります。

さて、南知多町長に就任して以来、はや任期4年の折り返し地点を過ぎ、3年目を迎えました。「日本一住みやすいまち」への熱い情熱は一点の曇りもございません。そして、この目的に向かい、施策の目標でございます「人口減少ストップ」これを職員と共有し、目標達成に必要な各部各課の枠を超えました行政執行体制の構築を含め、あわせて、我々は究極のサービスの提供者であるとの自覚をより強く促す中で、行政運営を行ってまいりました。しかしながら、この2年間の結果を見ますと、人口減少ストップの面におきましては、目に見える形で成果を上げるに至ってはおりません。

この結果を重く踏まえ、新年度は各部各課各係が目に見える形で目標を定め、さまざまな施策を計画し、実行し、検証し、より施策を進化させる、いわゆるPDCAサイクルによる進行管理を徹底し、成果を上げる努力をいたしてまいります。

さて、本定例会におきましては、平成25年度の一般会計当初予算案を初め、重要諸議案の審議をお願いするに当たり、私のまちづくりに対します施政方針を述べさせていただきます。議員各位、並びに町民の皆様方におかれましては、深い御理解とより一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

現在、我が国の景気は、昨年末に誕生いたしました新政権による積極的なデフレ対策への取り組みにより、金融市場では安倍新総理の経済政策、いわゆるアベノミクスへの

期待感などから急速な円安・株高が進行しておりまして、明るい兆しが見え始めたようにも思います。

しかしながら、国民の暮らしにおきましては、依然として先行きの不透明感は強く、景気の回復を期待するにとどまっているところが実感ではないでしょうか。

このような社会経済状況の中、平成25年度は第6次総合計画の「太陽と海と緑豊かなまちづくり」の基本理念を常に心に置きまして、各分野での諸施策の推進を目指し、予算編成を行いました。

特に「日本一住みやすいまち」の実現に向かい、人口減少ストップを目標とした今年度の重点施策3本柱につきまして、まず初めに述べさせていただきます。

1つの柱は、「安全・安心と快適な空間の提供」であります。

昨年3月末、内閣府から、南海トラフの巨大地震により本町は最大震度7、最大津波高10メートルとのショッキングな中間報告がございました。

私は、東日本大震災から、「震災を忘れない」「逃げる」、そして「いつ来るかわからない身近なものである」、これを教訓とし、大災害に備えてまいりたいと考えております。

そこで、本年度は、「逃げる」ための重要な要素でございます情報伝達に焦点を合わせました。

現在の私どもの情報伝達手段は、サイレン、エリアメール、メール配信サービス、電光掲示板、ケーブルテレビによります緊急災害告知放送、そして離島におきますオフトークなどでございます。本年度新たに、補完用漁業無線機の設置及び同報系デジタル防災行政無線の設置を行ってまいります。ただし、同報系デジタル防災行政無線の設置につきましては、このたび、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策の関連事業とすることで町負担分の軽減が図られることから、前倒しをし、この3月議会の補正予算に計上をさせていただきます。なお、工事はともに平成25年度に実施いたします。

2つ目の柱は、「いきいきと働く機会の提供」でございます。

働く機会の提供として、視点を産業振興に合わせました。本町の基幹産業でございます農業、漁業の1次産業と、水産加工業、プラスチック加工業の2次産業、そして観光業、サービス業の3次産業が連携いたしました新たな6次産業の創設に取り組むことといたします。

昨年4月、南知多ブランド「ミーナの恵み」の第1弾といたしまして、南知多もぎた

てみかん酒を発売することができました。町観光協会、商工会、J A、生産農家、中埜酒造、そして町議会と、多くの皆様方の御協力を賜り、ありがとうございました。地域の方々が地域の魅力、大切な要素を発見し、あるいは再認識をして、その魅力を保護・育成し、進化させ、その時代に調和させながら生かしていく。その中で生まれたものがこの「ミーナの恵み」でございます。南知多もぎたてみかん酒を産業振興のスタートとし、南知多ブランドの第2、第3のミーナの恵みの開発により、新たな独自産業の創設に挑戦をいたしてまいります。

3つ目の柱は、「良質で多様な学習環境の提供」であります。

多様な学習環境のうち、学校教育環境の整備に焦点を合わせます。教育委員会と連携し、未来を担う子供たちに、よりよい教育環境を提供する計画づくりに着手いたします。

学校における校内暴力、いじめ、体罰、そして少子化による学校統廃合の検討と、学校にかかわる問題は一つの社会現象でもあります。しかし、主人公はあくまでも子供たちであり、子供たちが健やかに、伸びやかに、そして心豊かに育まれる教育環境はどうあるべきかなどの課題に取り組むことは喫緊の問題と認識をいたしております。

以上、本年度の重点施策3本柱につきまして説明をさせていただきました。

それでは、新年度の主な施策につきまして、町総合計画のまちづくり基本目標、6つの柱に沿いまして、順に具体的に御説明させていただきます。

第1の柱は、「住みよい暮らしを支えるまちづくり」を表題とし、生活基盤の整備を進めるものであります。

まず、公共交通対策事業でございます。

町民の日常生活を支える公共交通手段の維持・活性化を図るため、平成22年10月から町運営によりますコミュニティバス「海っ子バス」の実証運行に取り組んでまいりました。本年9月末で3カ年の実証運行期間が終了となり、10月から本格運行に向け、これまでの実績を検証しながら、タウンミーティングや地域公共交通活性化・再生協議会などでの意見も踏まえまして、海っ子バスの利用促進に取り組んでまいります。

ライフラインとしまして重要な水道事業につきましては、引き続き安定供給の確保をするため、施設の耐震化を図ってまいります。本年度は、佐久島配水区管路耐震化事業及び日間賀島配水池築造事業を計画いたしております。

道路整備につきましては、道路改良や地区の道路修繕などの要望を踏まえ、中・長期の計画により整備をいたしてまいります。本年度の主な事業は、日間賀島の主要道路で

あります東西線を2カ年計画で整備してまいります。

次に、第2の柱は、「快適で安全なまちづくり」を表題とし、環境に負荷を与えない施策や交通安全防災対策の強化に努めてまいります。

防災対策の情報伝達手段に焦点を当てるとしまして、先ほど、本年度重点施策3本柱において同報系のデジタル防災行政無線の設置を補正予算に計上すると説明させていただきました。

そして、今年度の防災関係予算といたしましては、一次避難所及び避難経路の危険度等を調査し、安全性を検証するとともに、その結果を踏まえ、案内看板の設置、避難場所の見直し、避難経路の整備などを実施してまいります。

ハード事業におきましては、消防団に配備します小型動力ポンプ付積載車1台及び小型動力ポンプ積載車1台を購入いたします。また、第3分団第2班の片名消防団詰所は建築後50年以上を経過し、老朽化が著しいため建てかえを行います。

防犯対策につきましては、特に夏の観光シーズンにおける海水浴場等での防犯施策を、警察及び地域の各種団体と協力をしていただきながら実行し、犯罪のない安心な観光地としてのイメージアップを図ってまいります。

次に、第3の柱は、「生き生きと暮らせる健康福祉のまちづくり」を表題といたしまして、保健、医療、福祉を強化し、地域で互いに助け合い、支え合う福祉社会の実現を目指すものであります。

まず、保健・医療関係では、高齢者に多い肺炎球菌による肺炎を予防するため、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部を助成いたします。

また、日本人のピロリ菌感染率は先進地の中でも際立って高く、胃がんの発症リスクを高めると考えられています。そこで、ピロリ菌検査費用の一部を助成し、胃がん検診の受診率の向上とがんの早期発見に努めてまいります。

知多厚生病院につきましては、知多半島南部地域唯一の公的病院であり、地域住民の健康や医療に関して重要な役割を果たしていただいております。今年度は、医療機器購入費に対しまして、美浜町とともに助成を行い、地域医療の充実に努めてまいります。

国民健康保険事業の運営につきましては、一般会計から3,000万円の財政支援を引き続き継続し、国民健康保険事業の安定的な運営に努めてまいります。

次に、福祉関係でございます。子供医療におきまして、保護者の経済的な負担軽減を図るため、昨年10月より診療分から、入院費につきまして無料化を高校生などまでに拡

大、また通院費につきましては中学生、高校生などの自己負担分の半額補助を実施しております。

障害者医療につきましては、精神障害者医療費助成制度を拡大し、10月診療分から精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者の全ての疾病、または負傷に係る医療費の医療保険自己負担額を入院・通院とも全額助成いたします。

また、障害者支援事業での在宅障害者手当の支給額を引き上げるとともに、支給対象者を身体障害者5級、6級まで拡大いたします。

さらに、障害者の福祉の増進といたしまして、障害者の交通費扶助につき、これまでバスと船の利用券枚数が年間36枚であったところを無制限に、またタクシーでは年間22枚を24枚にそれぞれ拡大いたします。

児童福祉対策及び少子化対策では、引き続き保育所での早朝・延長保育や一時保育及び子育て相談を行い、保育料につきましては、昨年と同様、2人目以降の児童から保育料を無料といたします。また、放課後児童クラブも継続して実施いたしてまいります。

保育所の環境整備では、昭和48年建築いたしました日間賀保育所につきまして、老朽化に伴う屋上防水工事などを実施してまいります。

次に、第4の柱、「活力をともに生み出すまちづくり」を表題といたしまして、各産業間の連携を強化し、活力あふれる地域産業の振興をするものでございます。

今年度、重点施策3本柱の一つ、産業振興でございますが、産業連携推進事業におきまして、町の農林水産物を生かした独自産業化に取り組む事業者を支援するため、新しく6次産業推進補助金を予算計上いたしました。

農漁業の後継者対策では、町外からの農漁業転入者に対しまして、自己の居住のため、町内に賃借した住宅に係る家賃の一部を助成する農漁業新規就業者支援事業補助金を新規に計上いたしました。

商工業及び観光振興対策のうちハード事業におきましては、篠島渡船施設整備事業がございます。昭和63年に供用開始されました現在の篠島の渡船施設は、簡易な構造であるため老朽化が著しく、このことにより、篠島の玄関口として、また島内の観光拠点として新たに整備を行うものでございます。

なお、篠島渡船施設整備事業は平成25年度予算として計画をいたしておったのですが、同報系デジタル防災行政無線の設置と同様、町負担部分の軽減を図るため前倒しをし、この3月議会で補正予算に計上させていただいております。工事は、平成25

年度で実施してまいります。

また、本年度計上しました篠島渡船施設関連予算といたしましては、施設の外構工事費、給水管新設工事負担金、そして施設の備品購入関係経費でございます。

次に、観光協会への補助金は、前年度に引き続きまして、事務局長の人件費等1,000万円を含めた補助金を計上し、さらなる観光振興の充実を期待するものでございます。

第5の柱は、「心豊かな人を育むまちづくり」を表題としまして、子供たちの学校教育とその環境、大人たちの社会教育とその環境を充実しまして、町の伝統・文化を大切にし、心豊かな人を育もうとするものでございます。

学校の耐震補強事業は、師崎中学校と日間賀中学校を平成24年度に事業実施をし、全ての小・中学校の耐震化は完了いたしました。

本年度は、老朽化対策として、日間賀小学校の屋内運動場防水等改修事業、日間賀島教職員住宅改修事業を実施し、児童、並びに両島勤務の教職員の教育環境、生活環境の整備を図ってまいります。

ソフト事業といたしまして、学校教育では、いじめ、不登校、問題行動、児童虐待など、児童・生徒の抱える問題が大きな課題となっております。そのため、新年度より社会福祉等の専門的な知識、技術を持ったスクールソーシャルワーカーを適応指導教室に配置をいたしまして、児童・生徒の置かれたさまざまな環境への働きかけを行うとともに、問題を抱える児童・生徒とその保護者の支援を行ってまいります。

次に、両島の中学生の進学に当たっては、島外の学校に進学せざるを得ない環境にありまして、海上交通の通学費や自宅を離れての居住費など、保護者への経済的負担が大変大きくなっています。そのため、国の補助金を活用し、離島の高校生への修学に要する経費の一部を助成する離島高校生修学支援事業を実施いたします。

社会教育におけるハード事業につきましては、町のスポーツ及び社会教育の拠点であります総合体育館は平成3年に建築され、21年が経過し、老朽化対策といたしまして外部改修事業を実施いたします。

文化施設では、国の登録有形文化財の申請を進めております尾州廻船主 内田佐平二家の整備保存事業を実施し、歴史的建造物の保存とその活用に努めてまいります。

ソフト事業におきましては、町民の学習活動を支援するため、各種講座の開設、住民ニーズに合った生涯学習、仲間づくりや交流の場の構築などに努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、安全で使いやすいスポーツ施設を目指し、それぞれ

の体力、健康状態に合わせた健康づくりができるよう、引き続きスポーツ教育の充実に努めてまいります。

文化芸術事業といたしましては、昨年度に引き続き、尾州廻船主 内田佐七家での東京フィルハーモニーのメンバーによりますコンサートを実施してまいります。

次に、第6の柱は、「住民と行政の協働によるまちづくり」を表題といたしまして、住民の自主的なまちづくり活動を支援するとともに、行政との連携をより深め、住民と行政の協働によるまちづくりを推進いたしてまいります。

そのため、まちづくり協議会設立後の運営費に対する補助金、まちづくり協議会が事業を行う場合に財政支援を行う事業費補助金は、引き続き実施してまいります。

そのほか、職員の人材育成につきまして、さらなる研修の充実を図り、来るべき地方分権化に備え、職員の資質の向上に努めてまいります。

また、昨年4月、情報発信、IT化を充実し、企画政策を専門に考える部署として企画部を新設いたしました。本年度は情報発信を強化するため、ホームページの更新を行うとともに、ソーシャルメディアのフェイスブック、ツイッター、LINEなどの活用を検討いたしまして、より多くの情報発信に努めてまいります。

以上、平成25年度の主要施策などにつきまして申し上げてまいりましたが、その予算規模は、総額で127億4,881万5,000円、前年度対比1.5%の増額であります。

その内訳は、一般会計67億500万円、前年度対比1.7%の増額、国民健康保険特別会計を初めとする5つの特別会計の合計は50億1,640万円、前年度対比1.4%の増額、水道事業会計は10億2,741万5,000円、前年度対比0.9%の増額でございます。

このうち、一般会計の歳入では、町税のうち、個人住民税は依然として給与所得の伸びは期待できず、固定資産税も引き続き土地の下落や土砂災害警戒区域の評価額の減額によりまして減収が見込まれ、前年度対比1.1%、2,570万2,000円減額の22億9,042万6,000円を計上しております。

町税に次ぐ本町の主要財源でございます地方交付税は、地方公務員給与費の削減によります影響額などを見込み、前年度対比2.1%、4,110万円の減額、19億4,650万円といたしております。なお、不足する財源につきましては、財源対策として、臨時財政対策債の借り入れと財政調整基金の取り崩しによって確保いたしました。

一方、一般会計の歳出面では、「逃げる」ための重要な情報伝達手段として、同報系デジタル防災行政無線整備事業3億2,354万6,000円、産業振興として、篠島渡船施設整

備事業1億6,065万6,000円など、6事業で5億2,670万2,000円を国の日本経済再生に向けての緊急経済対策の関連事業として前倒しをし、平成24年度3月補正予算に盛り込んでおります。これらを合計いたしますと、実質的な平成25年度予算は72億3,170万円余となりまして、前年度対比9.7%、6億4,107万2,000円の大幅な増額となります。

目標の達成に向かい、職員とともにより一層の努力を重ねてまいります。町議会の議員の皆様、町民の皆様におかれましては、重ねて引き続きの御指導、御鞭撻、御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、施政方針の説明を終わりとさせていただきます。

引き続きまして、諸般報告をさせていただきます。

まず、去る2月2日に町総合体育館サブアリーナにおきまして、群馬大学大学院工学研究科 片田敏孝教授をお招きいたしまして開催しました防災まちづくり講演会につきまして御報告申し上げます。

この講演会は、「想定を超える災害にどう備えるか～今求められる個人・地域の防災力」をテーマといたしまして、釜石の津波防災教育で伝えてきたことを初め、片田教授の信念でございます避難三原則「想定にとらわれるな」「最善を尽くせ」「率先避難者たれ」など、みずからの命を守ることの大切さ、東日本大震災の悲劇を繰り返さないための教訓、これらにつきまして御講演を賜りました。

この講演会には、自主防災組織や区会、学校関係者、老人クラブなど各種団体の皆様を初め、300名の参加をいただきまして、私どもも大変貴重なお話を聞くことができました。

次に、男女共同参画基本計画の策定状況につきまして御報告いたします。

平成11年に制定されました男女共同参画社会基本法に基づく町の基本計画の策定につきましては、平成23年10月に策定委員13名を委嘱し、アンケート調査等を実施しながら検討を進めてまいりましたが、このたび基本計画案がまとまりましたので、2月19日に策定委員会に諮問し、妥当である旨の答申をいただきました。

計画の名称は「南知多ひまわりプラン」とし、平成25年度から29年度までの5年間を計画期間とするもので、ともに認め合い、生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

次に、町振興基本計画の策定状況について御報告申し上げます。

この計画につきましては、昨年10月下旬より、町内9地区におきまして各3回の地区

住民会議を開催し、それぞれの地区の夢をのせた将来像と事業の御提案をいただいております。皆様の御協力のもと、延べ475名の地区住民の方々に御参加いただきまして、この1月末をもって予定された地区住民会議を終了いたしました。現在、その整理、取りまとめを行っているところでございます。作成いたしました地区別計画書は、4月以降、それぞれの地区の全世帯に配布する予定となっております。

この計画は、ハード面において、行政と地域の協働と連携を進めるための目に見える目標となるものでございまして、この中から一つでも多くの提案が実現できるよう町民の皆様と力を合わせて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、12月議会におきまして、土地と株式に係る交換契約につきまして議決を賜りました知多南部卸売市場株式会社につきまして、現在の状況を報告させていただきます。

12月25日付で土地と株式の交換契約を締結し、12月26日付で所有権移転登記を完了いたしました。その後、2月1日の臨時株主総会におきまして、1市4町の取締役、監査役の辞任を承認し、新しい取締役、監査役が選任され、新体制でのスタートを切っております。

次に、都市計画道路河和内海線につきまして現在の状況を報告させていただきます。

都市計画道路河和内海線につきましては、昭和55年6月に内海駅前部分930メートル、昭和63年11月に内海第1土地区画整理地内の部分330メートル、平成18年4月に内海中学校南から旧岡部会場の部分438メートルが供用開始され、平成24年12月26日午前11時に、今までの未供用区間でございました227メートルが開通し、内海駅東の信号から国道247号までの全線が利用できるようになりました。今まで地元住民の方々におかれましては大変御迷惑をおかけいたしました。今後、地区全体の発展に寄与していくものと考えております。

最後に、災害時要援護者登録申請の状況につきまして御報告申し上げます。

災害時要援護者登録申請書につきましては、平成24年12月1日の町広報により全戸配布いたしました。希望される方につきましては提出をお願いしておりますが、現在の提出状況につきましては、2月27日現在で309名の申請を受け付けております。順次申請者の入力作業をし、災害時要援護者登録台帳の整備を進めております。なお、今後も随時受け付けをしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

今議会に提出させていただきます案件は、町道路線の認定につきましてを初め、25議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

議案第1号の町道路線の認定につきましては、町道について路線の認定をするため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第2号の平成24年度南知多町水道事業会計資本剰余金の処分につきましては、水道事業会計の資本剰余金処分は、決算認定の中で処分案として計上し、議会の認定を受けてまいりましたが、地方公営企業法の一部改正が平成24年4月1日に施行され、資本剰余金の処分につきましては議会の議決が必要となりました。よって、同法第32条第3項の規定によりまして資本剰余金の処分に当たりまして、議会の議決をお願いするものであります。

議案第3号の南知多町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定及び議案第4号の南知多町道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定につきましては、道路法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するものでございます。

議案第5号の南知多町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定につきましては、高齢者、障害者などの移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴いまして、新たに条例を制定するものであります。

議案第6号の南知多町準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定につきましては、河川法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するものであります。

議案第7号の地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、障害者自立支援法が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第8号の南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定及び議案第9号の南知多町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定につきましては、介護保

険法の一部改正及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに条例を制定するものであります。

議案第10号の南知多町土地の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定につきましては、町における土地の埋め立て等につきまして、無秩序な盛り土や建設残土の投棄、あるいは防災上危険な埋め立て行為による隣地所有者とのトラブル、土壌汚染及び災害の発生などを防止し、住民の生活環境の保全及び住民生活の安全確保に寄与するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第11号の南知多町道路占用料条例の一部を改正する条例につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第12号の南知多町都市下水路条例の一部を改正する条例につきましては、下水道法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第13号の南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例につきましては、障害者自立支援法の一部改正及び障害者自立支援法施行令の一部改正が平成25年4月1日に施行されること、並びに精神障害者医療費の支給範囲を拡大するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第14号は、平成24年度南知多町一般会計補正予算（第8号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7億275万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を73億4,272万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして、総務費1億9,058万9,000円、民生費289万3,000円、農林水産業費1,737万円、商工費1億6,065万6,000円、土木費1,760万円及び消防費3億2,354万6,000円をそれぞれ追加し、衛生費989万7,000円を減額するものでございます。

また、歳入におきましては、国庫支出金1億5,415万円、県支出金8,113万9,000円、繰越金3億653万3,000円、諸収入2,121万5,000円及び町債2億1,590万円をそれぞれ追加し、繰入金7,618万円を減額するものであります。

また、あわせまして、交通安全施設整備事業、漁港機能保全事業、篠島渡船施設整備事業、橋りょう長寿命化事業及び同報系デジタル防災行政無線整備事業の5事業につきましては、翌年度に繰り越して予算を使用するための繰越明許費の補正措置、並びに事業費等の変更による地方債の補正をお願いするものであります。

議案第15号は、平成24年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でござ

います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,315万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を29億685万8,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして、諸支出金4,315万7,000円を追加し、歳入におきましては、繰越金8,413万2,000円を追加し、繰入金4,097万5,000円を減額するものであります。

議案第16号は、平成24年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入の財源更正を行うものでございます。

補正をお願いいたします内容としましては、歳入におきまして、繰入金4,551万円を追加し、国庫支出金2,018万2,000円、支払基金交付金1,846万9,000円及び県支出金685万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

議案第17号は、平成24年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ637万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を1億1,847万8,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして、総務費413万4,000円及び基金積立金224万4,000円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、繰越金637万8,000円を追加するものであります。

議案第18号は、平成24年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ529万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を9,819万3,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして、基金積立金529万3,000円を追加し、歳入におきまして、繰越金529万3,000円を追加するものであります。

次に、議案第19号から議案第25号までの7議案は、平成25年度南知多町の各会計の当初予算であります。

一般会計、5特別会計及び企業会計の予算総額は127億4,881万5,000円であり、前年度の当初予算額に比較しますと1億9,415万2,000円、1.5%の増となっております。

厳しい財政状況にありますが、社会情勢の動向や町の諸課題に取り組み、住民福祉の維持向上を目指し、予算編成に当たったものでございます。

なお、各会計の当初予算につきましては、上程の都度私から、またその他の案件につきましては担当部長等に説明させますので、慎重御審議の上、円満かつ速やかに御可決を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって、町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（鈴木和彦君）

日程第4、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のために申し上げます。自席からの再質問については細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度をもって議会運営に心がけてください。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

8番、沢田清君。

○8番（沢田 清君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をします。

壇上では朗読、再質問は自席で行いますので、どうかよろしくお願ひします。

1番として、本庁舎の環境整備についてでございます。

現在の本庁舎は40年以上が過ぎ、耐震補強や玄関のバリアフリー化が行われました。庁舎内の環境整備であるトイレや各課の受付カウンターについて、町民から要望を受けております。

1として、まずトイレについてお伺ひします。

トイレには車椅子では入れない。洋式トイレが少なく、北側で暗く感じます。洋式トイレ及び明るいトイレ環境に努めてほしい。

2番としまして、各課の受付カウンターについてでございます。

1階のカウンターは各課高さが統一されていて、立って会話をしていますが、高齢者が多くなり、各課の一部カウンターをカットし、椅子で会話、相談ができるように改善していただきたいと思うが、どうですか。

2番としまして、豊浜漁港内にある造船所跡地についてでございます。

造船所跡地は、いろいろなものが置かれたのか、ごみ捨て場にされたのか、定かではありません。また、鋼材やスレートが落下し、非常に危険な状態であります。スレートはアスベストが含まれていると思われます。観光地として、大変見苦しい状況です。町として、何か対応策を講じる時期ではないか。今後の対応及び処理はどう考えていますか、お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（鈴木和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問1の1、トイレの環境整備につきまして答弁させていただきます。

本庁舎は昭和43年建築で、築44年が経過しており、耐震工事を平成18年、19年度の2カ年に実施をいたしました。建築年も古く、現在の本庁舎を維持するための耐震工事にとどまっております。

トイレ入り口の構造や既存のスペースを考えると、車椅子が利用できるトイレの改修はできないと考えております。なお、保健センター1階には車椅子の利用もできるトイレが設置されております。設置場所をお知らせする案内を1階に、最近ではありますが、表示させていただきました。

次に、洋式トイレの数が少ないという御指摘でございますが、現在、本庁舎には1階の男子と女子のトイレにはそれぞれ洋式1基、和式2基が、2階の男子と女子のトイレにはそれぞれ和式3基、3階は男子専用で和式4基が設置してございます。また、保健センターでは、1階の男子トイレに洋式1基、和式1基、女子トイレに洋式1基、和式2基、2階には、男子トイレに洋式1基、女子トイレに洋式1基、和式1基が、3階には、男子トイレに和式1基、女子トイレに洋式1基、和式1基が設置してございます。合計で、車椅子対応を含め洋式が8基、和式が20基の設置となっております。

本庁舎の洋式トイレが少ない状況となっておりますので、今後は明るいトイレ環境とあわせまして検討していきたいと考えております。以上でございます。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

沢田君。

○8番（沢田 清君）

今の答弁ですと、明るくするだけということですかね。洋式に変えるという予算組み

はどうか。

○議長（鈴木和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

和式を洋式にするという部分ですけれども、25年度の予算にはまだ計上されておられません。すぐにやるかどうか、そういったことも踏まえまして検討いたしまして、至急やるべきものは補正予算、中にはまた26年度予算ということも考えられます。また、明るくするという部分につきましては、一部1階のトイレのほうで、女子トイレでございませけれども、スポットライト的なもので既に明るくさせていただいております。以上でございます。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

沢田君。

○8番（沢田 清君）

今の洋式の関係にしても、本庁舎が一番使用が多いと思うんですね。保健センターより。なるべく来年度でも予算組みをしてもらって、できるだけやってほしいという住民の要望がありましたので、その辺だけひとつ踏まえて、来年度でも予算組みをしてほしいとお願いしまして、1の質問を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

それでは、次の御質問でございます。

御質問1の2、1階の受付カウンターにつきまして答弁させていただきます。

職員からの提言などにより、住民からの相談を受けやすくするため、平成25年度予算に1階のカウンター改修費を計上いたしました。具体的には、現在のカウンターを座ったままや車椅子でも対応できるカウンターに改修していくものでございます。

既設のカウンターは大理石づくりで、一部分をカットできない構造となっておりますので、住民課から税務課までのカウンターを全て撤去し、新たに既設カウンターと同じくらいの高さのものと低いカウンターを組み合わせて設置をまいります。

また、より相談がしやすい環境とするため、現在、福祉課の前にあります相談コーナ

一につきまして、スライドカーテンからパーテーションに仕切りを変え、相談室に改修することも進めてまいります。

カウンター改修につきましては、工事期間も長くなり、御迷惑をおかけいたしますが、住民サービスの一環として取り組むよう計画を進めておりますので、よろしく願いをいたします。

(8 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

沢田君。

○8 番（沢田 清君）

早速カウンターの予算組みをしていただきまして、まことにありがとうございます。ただ、2階の農水課は椅子でなっておると思うんだわ。だから、同じようなあれになってくるといいかなあと。私が見にくるときに、中はちょっと一段高いんだな。そうすると、見下げる格好みたいな、住民に対して。その辺もひとつ考慮してもらって、住民と対話ができるようにしていただけたらと思います。その辺の予算が一応出ましたので、ありがとうございます。あとはよろしく願います。

○議長（鈴木和彦君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

質問2つ目の豊浜漁港内にあります造船所跡地について御答弁をさせていただきます。議員御指摘の建物は、現在、豊浜漁業協同組合が愛知県より許可を受けた漁港占用物件となっております。構造物については第三者の所有となっております。このため、関係者が過去にも調査しましたが、所有者不在など権利関係が複雑なことから、現在解決に至っておりません。

また、ごみや鋼材、スレート等の落下の危険性については、豊浜漁協が立ち入り制限などの措置を講じるなど対応しているところでございます。

今後も漁港の適切な維持管理について、愛知県及び豊浜漁協と一緒に対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で答弁を終わります。

(8 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

沢田君。

○8番（沢田 清君）

今の状態でいくと、あそこに見えるんですけど、あの状態でいくというと、私が先に見ても、今から50年は柱はもつはずだわ。あのままずっと放置しておくというのもまたひとつあれと思うんですけどね。例えば大型台風が来た場合、高波が来た場合、あそこは物が流出して、2次災害、災害が出るかもわかりませんね。そういう面だけでも、中に入っておるものは片づけられないかというふうに思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議員のおっしゃるとおり、台風だとか、そういったときに物が飛んだりするということがあるかもしれませんので、先ほども言いましたが、県と漁協と検討していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

沢田君。

○8番（沢田 清君）

こっち側の埋立地が、要するに市場というのか、そのプランが今進行しております。例えばそれができたとき、まだ向こうが残っていたら、豊浜地区としてはみっともない姿だと思いますけど、その辺はどうですか。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

観光面からもあのままの状態では見苦しいということもありますし、観光客の目にとまって、きれいじゃないとか、景観が悪いという印象を与えるといけませんので、今後の対応はまた検討していきますので、よろしく願いしたいと思します。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

沢田君。

○ 8 番（沢田 清君）

正直言って、まるはのバスも、小佐のパイロットを通して、まるはへ入るんですよ。ここを通らんと。やっぱり余りにもみっともない。ずっとパイロットの中を走っていくんです、まるはのバスが。小佐のパイロットを抜けて、小佐のあれからまるはへ入るという状態でございます。その辺を間違いなく処理ができるように検討してもらって、とにかくあそこを少しでもきれいにしてもらえるようお願いして、質問を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

以上で、沢田清君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時40分までといたします。

〔 休憩 10時30分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（鈴木和彦君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、11番、相川成三君。

○ 1 1 番（相川成三君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問については、住みやすいまちへの条件であります。

一昨年の9月議会で、住みやすいまちづくりのシナリオと題しての私の質問に、町長は、今後の重点課題として5項目を答弁していただきました。その中で私が注目していることは、働く場所の確保と高齢者対策であります。

この2つを推進するために、地域公共交通の役割は重要だと思います。このたび、町は海っ子バスの実証運行の終了を控えて、本格運行案を策定中ではありますが、この期に及んで大きな改善は望めませんので、将来に向けて、さらなる改善を今から考えていく必要があると思い、次のような質問をさせていただきます。

1. 町内の8の字エンドレス運行を望む。その課題はどうか。
2. 番、離島船便を早朝便と夜間便の増便を望む。その課題は。
3. 内陸路線の新設、内海駅、内福寺、西村、岩屋、役場、総合体育館、あい寿の丘、豊丘、大井、師崎港に至る路線の新設。その課題は。
4. セントレア線の新設。師崎から豊浜、内海、美浜町西海岸、常滑市西海岸、セン

トリア空港へ。その課題は。

5番目に、内海駅のエレベーターの設置であります。名鉄から5億ないし3億円の費用見込みが提出されました。町は、この内容についてどのように理解しているか、見解を求めます。

以上5つの公共交通の改善がなされ、初めて町長が目指す日本一住みやすいまちになるのではないかと思います。

以上で壇上での質問を終わります。

回答については、各項目ごと一つ一つ片づけてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木和彦君）

企画部長、齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

それでは、住みやすいまちへの条件として、御質問1の1、海っ子バスの町内の8の字エンドレス運行を望む。その課題はについて答弁させていただきます。

南知多町内を走るバス路線は、海っ子バスの豊浜線、西海岸線と知多乗合株式会社が運行する師崎線、内海線の4路線あります。

御質問の8の字エンドレス運行につきましては、知多乗合株式会社の運行する師崎線、内海線と重複するものであり、民間バス会社の経営を圧迫するものであることから、知多乗合株式会社が師崎線及び内海線を廃止しない限り、海っ子バスでの8の字エンドレス運行はできません。

8の字エンドレス運行の一番の課題としましては、知多乗合株式会社の師崎線及び内海線の廃止であります。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

相川君。

○11番（相川成三君）

南知多町は、約2万人の人口が利用するわけです。知多バスの個人的な、バス会社の営業ですね。それは損失があります。しかし、損失はあるけれども、廃止することによってマイナスをどう町がカバーしていくか。そういうことも交渉の上では大事ななと思います。用地交渉でも同じですが、相手の立場、相手のマイナスをどうカバーしてやる

か、施行者が。こちらも利益を得る。利益を得るために、相手の失う利益をどうしたらカバーできるのか。そういうことも考える必要があると思います。

それから、どうしても内海と師崎・河和のバスの運行がダブってできないということならば、美浜がやっているように、その並走する路線を回避してでも、農道を通ってでもやる手だてもあると思います。まずは内海の、これから内陸線、セントレア線も出てきますが、内陸線、セントレア線を町が一生懸命やる中で、8の字エンドレスのところから知多バスにのいてもらうために、いわゆるセントレア線を知多バスに持ってもらう。そういう考え方だって、広く考えればできるかなと思います。要は知多バスがこうむる、知多バスは何で嫌がるのか。1万円でも10万円でももうかれれば、知多バスはそっちに乗りかえてくれると思いますよ。そういうことも考えて、こちらの利益ばかりを要求するんじゃなくて、相手の損失をどうカバーできるか。1回や2回の交渉ではだめです。何回でもやっていく。そういう中で、知多バスはどういうことが解決されれば、8の字エンドレスに向けて、8の字エンドレスの大事なことは、今、海っ子バスの利益、住民側から見る利益は、東に高く、両島と師崎方面から来る人は非常に利用が便利になりました。それはいいことだと思っております。だけど、西から来る人は、役場へ来るんでも乗りかえる。南知多病院へ行くのに乗りかえる。それから、矢梨の、あの辺の魚太郎や、そういうところへ行くんでも乗りかえんならん。浜田整形で乗りかえる。だけど、東から来る人は、ほぼ乗りかえんでも大体厚生病院まで行けちゃう。東に高く、西に低い。そういう住民サービスなのでこぼこを直していくのが行政の務めではないかなと思うんです。そういうことで、もうちょっと知多バスとも懇意に、相手の立場、相手を理解しながら進めてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

企画部長。

○企画部長（齋藤恵吾君）

知多バスとの兼ね合いでございますが、本町の海っ子バスの運行につきましては、知多バス1社と限定して契約をするわけではございません。数社のバス事業者を対象に、プロポーザル方式で契約を結ぶということでございますので、現行の知多バスの路線を廃止することと、新たに町がバス路線を走らせることとの、それを両方一緒に交渉するということは、知多バス1社を指定して交渉するということは地方自治法に基づいてできないことでございます。町としましては、師崎線を町のバス路線として一本化したい

という部分につきましては、相互連携計画にもありますので、その計画に向けて頑張っていくわけでございます。その上で、知多バスが現状の路線を走らせるという考え方がある以上は、町として重複した路線は走らせられないという現状でございますので、御理解いただきたいと思っております。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

相川君。

○11番（相川成三君）

今の答弁では私はまだまだ理解できません。というのは、豊浜から、西側から来る人たちが同じような恩恵を受けてないわけです。乗りかえんならんという状況を解消してもらいたい。そういうことがまず第1点あるわけですが、それをお願いしまして、次は離島の便について、第2の項目に入ります。お願いします。

○議長（鈴木和彦君）

齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

それでは、御質問1の2、離島船便を早朝便と夜間便の増便を望む。その課題はについて答弁させていただきます。

離島への夜間便につきましては、平成23年度離島航路延長事業としまして、名鉄海上観光船株式会社が事業主体となり、国の財政支援を受け、最終便を1時間延長し、師崎港発19時10分の後に20時5分発の便を運行するという社会実験を実施いたしました。その結果、大変好評をいただきましたが、名鉄海上観光船株式会社においては収支的に約1,700万円の赤字であり、継続的な国の財政支援もないことから、単年度で1時間延長の社会実験は終了いたしました。

さらに早朝便の追加となると、さらなる負担が予想されることから、課題としましては、国等の財政支援がないことが一番の課題と考えられます。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

相川君。

○11番（相川成三君）

どんなことでも、やっぱり努力に努力を重ねて、交渉に交渉を重ねて、前へ進めてい

ってもらいたいと思います。県のほうにも、国のほうへも、さらにさらに強い働きかけをお願いします。

次は3番目の内陸線についてお願いします。

○議長（鈴木和彦君）

齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

それでは、御質問1の3の内陸線の 신설について答弁させていただきます。

南知多町のコミュニティバス「海っ子バス」は、通勤・通学需要への対応の強化、昼間運行の効率化、公共交通不便地域への対応と順位づけをして、バス路線を構築してまいりました。

御質問にある路線の 신설についての課題につきましては、現在の路線バスを活用しての運行となりますと、主要路線の運行ルートの確保、運行経費の増大などが考えられますので、現段階では海っ子バスを活用しての路線の 신설は検討しておりません。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

相川君。

○11番（相川成三君）

想定内の回答でございますが、町長が先ほど抱負の中でありました「逃げる」対策ね。内陸線を経由する場所は、南知多町で一番安全な場所ですわ。台風にも怖くない、高波にも怖くない、地盤は強い、地震にも怖くない、津波にも怖くない。逃げる住民サービスより、逃げなくて住む地域がそこにあるんです。将来は中学校の移転先にもなる。文教施設の中心地でもあり、介護福祉施設の中心地でもあり、総合体育館があつて、非常に文化、教育、福祉が集積した地域であります。これから町の幹部は非常に熱いまなざしをもって、その地域の発展に寄与してもらいたい。クリーンセンターからすいせんロードを通過して、ずっとこっちへ来ます。それは一番安全な地域です。環境もいいです。南知多へ人を呼ぶんだったら、そこを除いては呼べないんです。津波が10メートルも来る中で、南知多町の地価は非常にまだ冷えていくと思います。3メートル来れば、南知多町全体が水浸しになってしまう。そういう中で、内陸線の地域が一番夢と希望が持てる地域なんです。そこへ熱い思いを持って、これから町のいろんな施設のつくり方、い

ろんな活動の仕方には、そこを重要視していつてもらいたいと思います。これは単なるバスを1台や2台走らせるんじゃないし、非常に夢と希望の持てる地域だと思います。これについて町長の思いを聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

バス路線に限らず、今、相川議員がおっしゃいましたことにつきましては、私も同様でございます。東日本大震災におきましても、くしの形状をした、骨格がしっかりした道路に対して、くしの形をして海側に出るという安全な道路のつくり方というものに関しまして示唆を受けております。よって、真ん中の道路をしっかり整備していくということに関しましては、今1本ございますので、全力を尽くしてまいります。それに伴いました内陸部の考え方、文化、教育、安全、全て真ん中に夢が詰まっておるんだから忘れるなということに関しましては、しっかり心にとめて対応していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

相川君。

○11番（相川成三君）

4番に移りたいと思います。よろしく願いします。

○議長（鈴木和彦君）

齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

それでは、御質問1の4、セントレア線の新設について答弁させていただきます。

海っ子バスに関しましては、住民の生活路線であり、通勤者・通学者の利便性を図ることが重要であると考えております。

海っ子バスをセントレアに乗り入れるということは、海っ子バスの運行ルートを変更する必要があり、現在のバス3台では対応できなく、また生活路線の充実を図ることができなくなります。

なお、新しいバスを購入し、セントレアに乗り入れることにしますと経費が増大することとなりますので、海っ子バスの路線として、セントレア線の新設は考えておりませ

ん。

このセントレア線の新設につきましては、観光業者などと協議しまして、観光面で検討すべきだと考えております。

セントレア線の新設の課題としましては、生活路線の充実が図れないこと、海っ子バスの経費の増大が上げられます。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

相川君。

○11番（相川成三君）

セントレア線は、やっぱり海っ子バスの範疇では無理かなと思います。ですが、やっぱり産業と観光、いろんなものを含めて、既に北陸のほうは石川でも、昇竜路線といって、セントレアから北陸のほうへ外国人を招くための路線が開発されております。この南知多町は一番漁業がセントレアで打撃を受けたのに、補償はそれほどもらっていない。セントレアの陰になっちゃった。どういうわけか、ちょっと横道へそれますが、郵政改悪で南知多町が常滑の郵便局に統合された、南知多の郵便局が。それはどういうことか。常滑は生活圏と思っていないんです、私は個人的には。武豊や美浜や半田や阿久比は生活圏と思っています。交通の便からいくと、電車も通っていない、バスも通っていない。これは生活圏じゃない。内海の西側が非常に寂れたのは、いわゆる内海高校がこちらへ寄ったために、その内海高校に通うバス路線がなくなった。それによって、内海は半身不随のように西側が非常に寂れてしまった。そういう反省もあります。

いわゆるセントレア線は、常滑も生活圏に入れるという大事な使命があるんです。だから、知多観光圏の中でセントレアを巻き込んだバス路線の開発も一つは頭に浮かんできますが、私が思うには、南知多は特異で、南知多からセントレアへバスを走らせる。美浜の西海岸も通ります。常滑も通ります。だから、距離に応じて、常滑の走る部分は常滑市が負担する。美浜が走る部分については美浜町が負担する。そういう中で、お互いに地域が負担し合う中で、しかも利益を受けるのはセントレア。これが円安になってきて、ますます外国のお客を、日本人だけの小さなポケットからお互いに生活費をあれした中で日本の国内にお客を呼ぶよりも、外国のハイクラスのお客を呼ばったほうがいい。そういうこともありまして、円安をもろに南知多の観光に招き入れてもらいたい。そのためには、やっぱりセントレア線を南知多が率先して、わずかな金を惜しんで、ほ

かのいろいろまちづくりの補助金なんか、私に言わせればカットしたって、そのセントレア線をこちらへ引っ張り込むほうが大事かなと思います。そういうことで、セントレア線のさらなる、やっぱりいろいろ頭をひねって、毎日考えていけば、いろんなアイデアも浮かんでくると思います。

そういうことで、もう一回、バス路線、私が言ったことについての感想をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木和彦君）

齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

セントレア線につきましては、過去にも相川議員さんから一般質問をいただきました。このときには、地域公共交通対策特別委員会で御検討させていただくという答弁をさせていただきまして、特別委員会のほうで検討をしていただきまして、今後、海っ子バスが本格運行を実施した後に検討するというようなことで、詳細な検討はしておりません。今回、10月に本格運行が始まります。その後の検討課題とさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

相川君。

○11番（相川成三君）

もう1回、この件についてですけど、やっぱり常滑を生活圏に取り入れる。セントレアを南知多の生活圏に取り入れる。そうでないと、漁業補償、漁場を失ったあげくに、よそへ、北陸のほうへお客をとられてしまう。そんな空港ではだめ。空港におりたお客、外国人は自家用車を持ってないから、交通の便利なほうへ行っちゃいますよ。北のほうへ行っちゃいます。そのためにはいろんな知恵を働かせてこのセントレア路線を開設していただいて、そうすれば、働き場所も、セントレアで働く人が南知多へ泊まることもできる。ベッドタウンにできる。福祉大学の生徒たちもこちらにベッドタウンができる。そういう効果も望めるんじゃないかなと思いますんで、さらにさらに御検討をお願いして、次は5番目のエレベーターに入ります。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

それでは、御質問1の5の内海駅のエレベーターの設置について答弁させていただきます。

内海駅のエレベーター設置の費用見込みにつきましては、平成21年9月、名鉄から提示されたものでありまして、エレベーター2基と多目的トイレの設置、それに加えて、業務用サインや通信工事等の概算費用であり、また3億円と5億円の違いは、仮設駅を設置するかしないかであると理解しております。

駅へのエレベーター設置義務基準につきましては、バリアフリー法で1日の乗降客数が3,000人とされていますが、平成25年2月の時点で内海駅の乗降客数は1日約1,200人です。法的な規制もなく、事業者としては設置義務がないのが現状であります。

内海駅のエレベーターの設置につきましては、内海駅の活性化が重要な課題であり、乗降客の増加を図る施策を検討していかなければならないと考えております。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

相川君。

○11番（相川成三君）

エレベーターについては、いろいろありますが、たかがエレベーターですよ。しかし、内海の駅は南知多町のへそ、花ですよ。南知多町の一番大事な花の駅をエレベーターなしで、南知多町はようつくだらないと。これは悲しいじゃないですか。わずか2基ですよ。何で5億円も出さないかんの、たったエレベーター2基で。しらすなの湯がもう1軒建つじゃないですか、エレベーター2基で。そこらにもっと熱意があればエレベーターがつかますよ。静岡の掛川市長が、自分で市長の給料をカットして、市長だから寄附はできない。木造の掛川城をつくろうと。それに呼応して、女性が10億円寄附したんですよ。行政にやる気があれば、こんな補助金を目当てにするから、海っ子バスも一緒ですよ。試行期間が3年にされたり、いろんなことをするわけですよ。自分でつくるんだと。ヨイトマケエレベーターでもいいんですよ。5億もかけるんなら、日当を払って、ヨイトマケエレベーターです。つるべの親分ですよ、エレベーターみたいなのは。何で南知多町の一番大事な1カ所しかない駅に、南知多町は自前でエレベーターがつかれないのか

と。これは悲しいじゃないですか。そう思いませんか。南知多町のへそですよ、花ですよ、内海駅は。寂れて閑古鳥が鳴く。これでいいんですか。

私も公務員をやっていたから、法が絡むと非常に難しい。その前は漁師をやっていた。法は何もなかった。全然腕が折れるほど、ワカメだって切れる。無制限で切れる。だけど、法の支配の中だと非常に難しい。補助金をもらわなきゃ、法の支配を受けなくてもいいじゃないですか。誰かのへそくりだって、エレベーター2基ならできるよという人だって出てくるかもわからん。そういういろんな考え方をやって、その中でまちがどうしたら発展していくのか。そういう頭を使うことが大事かなと思うんです。

お互いにエレベーターについては、みんながやっぱり内海駅は大事だという気持ちが町の職員の中にどれだけ、内海の住民の中にどれだけいるか、議員の中にどれだけいるか。それが内海駅をそのまま放置しておくのか、エレベーターが来年か再来年つくか、その境目だと思いますよ。

最後に、町長に御意見を求めます。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木和彦君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

私も内海に住んでいる関係上、内海駅のエレベーターにつきましてもは区民の皆様から非常に要望を受けております。その違いは河和駅で歴然でございまして、平面で乗れるところと階段を上っていかないかんと、高齢化率がこんなに高いのに何とかしてくださいという御意見はたくさんいただいております。何とかしてできないだろうかということで、バリアフリーとか、そういう形で事務方は検討しているのでもございまして、補助金目当てではございません。それと、内海駅に関しましては名古屋鉄道株式会社の所有地でございまして、彼らの営業戦略の中で、彼らが日に3,000人を何とか内海駅でやろうという観光及び通勤に対しての運賃も含めまして、我々と一緒にそういう姿勢になってくることも今から訴えていかなくてはならないと思います。ただ、そういう中で、どちらが先かといいますと、やはり我々の努力が先かなという気もいたしまして、少なくとも名鉄に要望はしていくものの、乗降客を、例えば今、議員がおっしゃいました南知多町全員が通っているのを河和じゃなくて、内海にシフトした場合に3,000人超えるのかとか、そういうことも含めまして、全庁的に、まだ内海駅の重大さ、大切さ、地域における意味合いの深さを我々が訴えていくのが少ないかなということは反省しており

ますが、諦めることなく取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

相川君。

○11番（相川成三君）

エレベーターについて、全国的にヨイトマケエレベーターでも何でもいいです。日本に一つしかないエレベーターの設計図を募集したらどうですか、全国に向けて。そうすると、観光地になりますよ。北海道のあるまちが議員立法の議会の条例を制定したら、日本全国から見物に行きましたわ。知多半島からも行っている。そういうふうなもので、紙一枚の条例をつくっても、日本で初めてつくれば全国から泊り込みで勉強に来る。エレベーターがないのが一番楽しみになるんですよ。ないから、つくる。それができたら、日本にかつて見たことのないエレベーターができちゃったと。世界から、地球の裏側からも見学に来る。そういう発想をしてもらいたいと思います。みんなで考えていきたい。ないことは悪いことじゃない。ないことを一つの利益にする。それを発展の材料にする。そういう発想を持ってもらいたいと思います。

これからお願いしまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（鈴木和彦君）

以上で、相川成三君の一般質問を終了いたします。

次に、10番、榎戸陵友君。

○10番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では、原稿の朗読によりますので、よろしく願いをいたします。

1. 通学路の安全対策について。

昨年4月に京都府亀岡市で小学生ら10人が死傷するなど、通学路の交通事故が相次ぎました。子供や保護者たちには通学路の危険性への不安が強く、安全対策実施の緊急性と必要性が叫ばれております。

通学路の安全確保に関しては、歩道の整備、ガードレールの設置、カラー舗装、防犯灯、カーブミラーの設置など、さまざまな課題があり、交通安全上及び防犯上の対策を計画的に進めていくことが求められており、本町においても、今後、引き続き通学路の

安全・安心の確保に取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 本町では通学路の安全点検を実施したか。
2. 通学路の危険箇所及び改善要望箇所は何件あったか。
3. 今年度、既に通学路安全対策整備等を実施したか。実施したのであれば、何件か。
4. 来年度は何件予定をしているか。
5. 子供たちが安全に通学できるように、学校で通学時安全教室の実施や安全マップ

の作成など、さまざまな取り組みを実施してはどうか。既にされているのなら、お伺いをしたいと思います。

次に、2といたしまして、小・中学校の体罰について考えることを質問させていただきます。

今、学校での体罰が社会問題となっております。大阪市立桜宮高校や愛知県立豊川工業高校の体罰問題を受け、愛知県教育委員会は、県内の県立高校148校のうち、5分の1に当たる30校の教員52人が、昨年4月以降、生徒の顔をたたいたり、突き倒したりする体罰をしたと公表しました。生徒4人が鼓膜を破るけがなどをしておりましたが、処分は一件もなかった。

調査は、全教職員に聞き取りした自己申告が中心で、実際の件数はさらに多い可能性があります。

また、中学校の男性教師の体罰が発覚しており、今後、小・中学校の体罰の調査結果も公表されるものと考えられます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 本町の小・中学校で体罰がなかったか。
2. 体罰をどのように認識し、考えているのか。
3. 体罰について、各小・中学校に指導したか。したのであれば、どのような内容か。

以上で壇上での質問を終わりますが、町当局の明確なる回答をお願いいたします。なお、再質問がある場合は自席で行いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問の1の1、安全点検でございますが、昨年6月に各小学校に対して通学路の緊

急点検を指示し、対策が必要と考えられる箇所洗い出しを行いました。その後、町教育委員会、町防災安全課、町建設課、愛知県知多建設事務所、愛知県半田警察署と合同で点検を実施するとともに、対策等を検討いたしました。その結果は、昨年11月からでございますが、町ホームページの新着情報欄に掲載させていただいているところでございます。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

学校からのこの件ですけれども、通学路の安全点検、今、いろいろな各ところとしたそうでございますけれども、そして11月にホームページに出ているということで、残念ながら、私、ちょっとこれを見落としておりましたけれども、そのほかにも、保護者や生徒の意見を直接聞いて、そういった点検箇所を調査したということはありませんか。

○議長（鈴木和彦君）

教育長。

○教育長（大森宏隆君）

意見を聞いてということでございますが、本年度は、南知多町小・中学校PTA連絡協議会のほうから、改善といいますか、道路等につきまして改修の要望が出てまいりました。小学校、中学校それぞれまとめて出てまいりまして、さらに、先ほど申し上げました緊急点検も実施しまして、要望とあわせて点検をしたということでございます。よろしいでしょうか。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

今後、学校からの申告のみならず、もっともっと保護者や生徒、地域の方々からのいろいろな情報を得て、それこそアンケートなどを実施していただいて、通学路の危険箇所を発見して、安全点検を早急に実施していただきたいと思います。

2番をお願いします。

○議長（鈴木和彦君）

教育長。

○教育長（大森宏隆君）

御質問の1の2でございますが、今回調査した中において、危険箇所と改善要望箇所は同じ箇所という認識で件数を報告させていただきます。

小学校の通学路では24件でございます。中学校の通学路におきましては、小学校と重複する区間を除き、5件でございます。合計いたしますと29件となります。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

各地域といいますか、各学校で何件というのをちょっと教えてください。

○議長（鈴木和彦君）

教育長。

○教育長（大森宏隆君）

各学校でということでございます。内海小学校は3件、豊浜小学校が7件、大井小学校は2件、師崎小学校が8件、篠島小学校が3件、日間賀小学校が1件でございます。小学校は以上でございます。

○議長（鈴木和彦君）

学校教育課長、内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

内海中学校からは2件、豊浜中学校から1件、師崎中学校から2件、篠島中学校と日間賀中学校については日間賀小と同じということで、具体的にはありません。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

その中で、何件ぐらい実施できそうですか。

○議長（鈴木和彦君）

教育長。

○教育長（大森宏隆君）

何件ぐらいということですが、御質問の1の3のほうで何件実施されたかとかいう質問が出ておったかと思いますが。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

その中で、大井小学校が2件ということで、ちょっと小学校に行って話を聞いてまいりました。要望箇所というのは、山田池近くの交差点へ横断歩道の設置をするということと、北大井バス停北の交差点に歩行者横断用押しボタン式信号機の設置をしていただくと。3つ目に、片名、ヤマキ海産南の横断歩道に押しボタン式信号機を設置していただく。また、グリーンゾーン表示をしていただきたいというような要望であったと思いますが、こちら、先ほどの3番にも言っておりますけど、この件に関して、できるのかできないのか、教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木和彦君）

教育長。

○教育長（大森宏隆君）

大井小学校さんからの要望でございますけど、横断歩道、それから信号機につきましては、現時点では不可能と考えております。対策といたしましては、来年度になりますけど、通学路標識の設置、さらに速度抑制マーク、ドットマークと言われるものでございますが、そういった対策をしていきたいと考えております。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

その中で、北大井バス停北の交差点に歩行者横断用の押しボタン式信号機の設置を願っているそうですけれども、ここは大変車がよく通って、小浜地区に何軒も世帯があるわけでございますけれども、そこへ行く人、あるいは子供たちが通学するのにも通る道ということで、今まで事故はないんですけれども、事故になりそうなことがそれこそ1日に1件や2件あるような場所でございます。そういったところに、やはり通学路ということの名目にしてでも、ぜひ押しボタンの信号機をつくっていただいて、住民の皆様

が安心して通れるような、そういった横断歩道にさせていただきたいと思いますが、先ほどはできないとあっさり言われましたけれども、建設課、あるいはいろんな各課と共同して、いろいろな方面へ要望していただきたいと思いますが、いま一度、そういうことをやっていただけるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和彦君）

内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

その件につきましては、信号機ということですので、半田警察署とうちの防災安全課と私どもで協議をさせていただいております。警察のほうの考えといたしまして、できないという理由は、信号機をつけるには傾斜地での信号機の設置というのは、信号機をつけたことによって、逆に安全が確保できなくなるという可能性のこと、それから押しボタン式の信号機をつけた場合においては、その周辺に児童・生徒が滞留する場所が確保されることが必要だということで、警察にも現場を確認していただきまして、そうしたことが困難だということで、警察のほうからはできないという回答を得ております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

警察のほうで協議をして、そういった回答が出たということですが、もしあそこで人がひょっとして交通事故で、それこそ私もあそこで子供が飛び出してきて、一回子供を車でひいてしまうような、そんなぎりぎりのところでとまったんですけれども、死亡事故が起きてからでは遅いと思うんですよね。もう1回でも、もう2回でもやっぱり言っていただいて、地元の住民、そして南知多町の考え方、そういったものを強く提案していただいて、意見を言っていただいて、ぜひともつくっていただきたいと思いません。要望させていただきます。

あと数件、小学校の中で、いろいろな先生、校長先生と話ししておりました中でいろいろな要望が出てまいりました。この2件か3件ばかりではなくて、いろいろなものがあります。ちょっとお知らせをして、できるものがあればやっていただきたいと思いません。

まず1点は、山忠化成さんの前に横断歩道が欲しい。そして、山田池から山忠化成さんの間は大変車が多いわけでございますけれども、車と歩道の上にブロックがない。また、大雨になると池や山から水が流れてきて側溝が詰まって、水があふれ出して流れて、大変危険な状態であるということ。そして、3つ目には、さわよしスーパーの前で川に小学生が落ちて大変であったということで、対策をしていただきたいということ。それから、昔、PTAが立てた立て札、「危ない」とか、「危険」とか、「飛び出すな」とかいう立て札がたくさん大井小学校区にはあります。私もPTAのときつくりましたが、そういった立て看板が電柱によく縛ってあるわけでございますけれども、その電柱から撤去命令が出たということで、その対処に困っているということでもあります。あと、小学校の裏に野犬が出没をして、子供たちが危険を感じる。また、小学校の前の橋のところ辺の交差点ですけど、大変道が狭くて、変形交差点のために、それこそ小学生が通学する通学路ということでカラー舗装を望むということ。また、これはちょっと別な話でございますけれども、保健室にシャワー設備がないということで、子供たちがお漏らしをしたときに対処する施設が欲しいということでございます。以上ですけれども、何か今後検討していただきたいと思っておりますけど、できそうなものがありましたら、今ここでお返事をお願いしたいと思っております。

○議長（鈴木和彦君）

教育長。

○教育長（大森宏隆君）

以上、8点でございますか、おっしゃっていただきました。そういったものにつきましては、極力学校とも相談をさせていただいて、少し精査をさせていただく。調査をさせていただいて、できるものは対応したいと思っております。なお、通学路の安全等につきましては、先ほど言いましたように、学校教育、教育委員会だけではなくて、当然半田警察署、それから知多建設事務所、道路管理者、そういったところをお願いをしていく立場でございます。できる限り危険を訴えて、お願いをしていきたいというふうに考えております。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

誠実に対応していただきたいと思います。

次に、師崎小学校のことでお願いしたいと思います。8件もあると言っておりましたが、私が手にしたのは荒井地区のものだけでございますけれども、それちょっとやらせていただきますが、荒井地区におきましては、横断歩道の描き直しとグリーンベルト、グリーン舗装をするということでお願いしてあり、早速了解をしていただいたということで大変喜んでおりました。なお、1カ所ですけれども、歩道部に電柱がありまして、その電柱がもし取れたら取ってほしいということをおっしゃってありますが、そういったことはできるのでしょうか。ちょっと回答をお願いします。

○議長（鈴木和彦君）

大森君。

○教育長（大森宏隆君）

横断歩道の塗り直しにつきましては、師崎小学校から出てきました要望、本年度3件横断歩道の塗り直しを実施いたしました。電柱につきましては、その占用の形態、民地なのか、道路なのか、そういったところも調べさせていただいて、お話をさせていただきますが、中部電力だというふうに認識しておりますので、まだ話をしてございません。この場での回答はできませんので、よろしくお願いしたいと思います。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

その他の要望といたしまして、川岸モータースさんの近くから、南のほうから上に通学路で上がっていきますと、道が狭いために危険だということで迂回をするそうです。その迂回路が1本目の迂回路を行きますと空き家がありまして、瓦が軒から突き出ている、大変強風になると危険だということで、2本目の小さなせこ道を歩いて学校に行く。大変遠回りをしていくということでございます。こういった空き家の瓦とか、そういった危険がないようにしていただきたいということでございます。

それから2つ目といたしまして、先ほども言いましたけれども、川岸モータースさんから学校の校門までの間が大変道が狭い。それで、川にふたをして、少し広くしていただいて、学校に通学をしてもらえるといいのではないかなという御意見もありました。

と申しますのは、迂回をいたしますとやっぱり小さな狭い道でして、人通りが少ない。

そういったところに不審人物などがいる可能性もあります。そういった危険性もありまして、みんなが通る道を通ったほうが子供たちも安全ではないかと思えます。この間ですけれども、大井でも通学路に不審者が出たということで、中学生の女子を追っていったということでございます。そういった対策にもなると思えますので、ぜひ人が多く通る道子供たちも通ったほうがいいんじゃないかと思えます。

3つ目に、交通立哨の緑のおばさんは大井小学校と師崎小学校で1人で交代制でやっているということなので、もう少しふやしてほしいということでございます。

今の3点、できそうですか、できなさそうですか、ちょっと教えてください。

○議長（鈴木和彦君）

大森君。

○教育長（大森宏隆君）

まず危険な家屋等があるということでございますけど、そういったところにつきましては、通学路を変更して、遠回りをするような形で通行していただいております。何分所有者の方がございますので、基本的には所有者の方が家屋を撤去していただくとか、改修していただく必要がございます。そういった方には御案内、通知文書等を出させていただいて、そのようなお願いをしておるわけでございますが、それがかなわない場合は通学路の変更を余儀なくしておるという状況でございます。

2点目の水路がある。ふたをという話でございますけど、かなり広い水路といえますか、川のような状態でございます。そういったところにつきましては、私どもではなくて、また道路管理者のほうにお願いをしていくわけでございますが、当然すぐにできるものではないというふうに思っております。子供たちには安全教育等を徹底させまして、危険回避能力を向上させるという手だてしかないというのが現状でございます。

3点目の指導員の関係でございますが、現在、町の防災安全課のほうから3名の交通指導員の方に横断歩道等に立っていただく。交通指導していただいております。ただ、3名でございますので、いろいろたくさん各地区の横断歩道等、それから主要な交差点等がございます。そういったところをローテーションで回して、立っていただいておりますという現状でございます。ほかに考えられますことは、やはりスクールガードの方とか、地域の方、PTAの方、そういった方へお願いをして、ふやしてまいりたいというふうには思っております。以上でございます。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

空き家対策、空き家バンクでしっかりとそういった対策に取り組んでいる我が町ですが、ぜひもう一度この場所だけでもいいですから検討していただきたいと思います。

また、川へのふたですけれども、地元の方が通るにもやはり不便だと思います。車もすりかわれませんか。その手前のほうに何千万もかけた立派な橋をつくりました。去年ですか、できました。そういったお金と一緒にぐらい大切な道路だと思います。地元の住民も行き来ができる安全な道路にしていきたいと思いますので、ぜひもう一度検討をしていただきたいと思います。

次に、師崎中学校のほうをお願いしたいと思いますが、1つ目の要望といたしまして、片名のヤオカ商店前の横断歩道を片名漁港入り口へ移設していただきたい。またはヤオカ商店前から片名漁港の入り口までの間の車歩分離、車と歩行者の分離をするブロックをつくってほしい。どちらかをやってほしいという要望と、あと師崎地区の生徒が通学路として片名漁港の防波堤の外側を通っているということで、駐車している車が多く大変危険なので、歩道を確保してほしいという要望ですけれども、こちらのほうは、できるのかできないのか、ちょっと教えてください。

○議長（鈴木和彦君）

内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

ただいま議員から質問がありました片名、ヤオカ商店前から横断歩道の移設の件であります。漁港の前に横断歩道を移設するべく、警察署、知多建設に来ていただきまして現場をやらせていただいたんですが、そこにバス停がありまして、そこに移設したとしますと、横断歩道を移設する先の北側にバス停があるということで、今度はバスがとまった際にそのバスを追い抜こうとした車が横断歩道を渡っておる児童・生徒をひいてしまうおそれのほうが強いと。かえって横断歩道を移動したほうが危険になるという警察からの御指摘を得まして、それとあと、横断歩道の設置する場所で児童が滞留する場所、まとまって退避する場所、そういう場所も確保できないということから、現状の横断歩道の場所を移設ということはちょっと困難かなということで、ただ、引き続いて危険だもんですから、今、愛知県のほうにお願いをしております、グリーンゾーンの設置を

来年度予算で何とか早期に塗ってほしいということを依頼いたしております。

○議長（鈴木和彦君）

建設課長、吉村君。

○建設課長（吉村仁志君）

実は片名の漁港内への道路を歩道として使うようにできないだろうかということで知多建設事務所と協議をしたわけなんです、知多建設事務所としては、あくまでも漁港用の道路、施設だということで、なかなか厳しい話しかちょっと聞いておりません。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

先ほどの説明によりますと、バス停があるから、横断歩道をつくとバスを追い抜いて行って危ないということでございますけれども、今あるヤオカ前の横断歩道もバス停がすぐ前にあって、同じような条件ということなんで、それはそこにできないという理由にはならないと思うんですけれども、そんなことをここで言っても仕方がないんで、ぜひというか、もう一度検討していただくことを希望しておきます。

また、漁港内の通学路として使っているところですが、ちょっと見に行ってみました。南を向いて、右側には日間賀の旅館の人とか、いろいろな車がすぐ入れるように陣地を囲ってとってありまして、歩道のブロックをつくと、そこに入れなくなるような、そんな感じで、歩道と車道を区別するような設備はできないと思うんですけれども、もう少し、例えば通学路というような看板を立てていただいて、子供たちが安全に通学できるような、ここは通学路だよというような標識を立てていただいて、子供たちも通る道だよというような、そういったこともしていただきたいなあと。子供たちが安全に通学できるようにしていただきたいなあと。また、そこを使用する方々もそういった場所だよということが認知できるように、町のほうでも努力をしていただきたいなあとと思いますけど、そういったことはできませんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

ちょっと榎戸君に申し上げます。関連にかなりなりますので、もうちょっと簡素化してほしいと思います。

○10番（榎戸陵友君）

はい、わかりました。

○議長（鈴川和彦君）

吉村君。

○建設課長（吉村仁志君）

あくまでも漁港内の道路と施設ということで、通学路については厳しいというふうに聞いております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

大変残念でございますけれども、子供たちの安全も確保していただくよう、町のほうは努力をしていただくようお願いいたします。

その他の要望といたしまして、長谷池の下側ですけれども、南に下っていきますと右側に急傾斜がありまして、そこにかぶさる木がありまして、大変危険である。その伐採をお願いしたいということと、大雨とか、地震災害などになりますと大変危険な地域であるということで、この辺をもう少し何とかしていただきたいという要望がありました。

そして2つ目には、一斉下校時に生徒と危険箇所などの点検をしてはどうかということも考えられますと言っておりました。また、シルバー人材の活用によりまして、交通立哨、見守りをもっともっと積極的に考えてはいかがかということもありました。

そして、防波堤の外側の道の空き地ですけれども、大変ごみが氾濫しておりまして、大変見苦しいということでございます。我が町は観光地ということでございますので、そういったところもきれいにしていきたい。

先日、そこも見に行きましたけれども、女子中学生が3人ぐらい自主的にごみを拾っておりました。何やっておるんだと言ったら、もう推薦入学で学校に行かなくていいから、やることがないから、今まで通っておった道をきれいにしているという回答が来まして、ちょっと心が温まった気がいたしますが、そういったことを要望しているようでございますので、またよろしく願いをいたします。

○議長（鈴川和彦君）

大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問の1の3でございますが、改善要望箇所29件のうち、ハード面の対策といたしまして、横断歩道の塗り直しをした箇所が3件、道路管理者による退避所設置が1件、ガードパイプを一部区間に設置したところが1件ございます。また、本年度中に路側帯カラー舗装を2件予定しております。ハード面で7件でございます。

ソフト面での対策としましては、交通指導員の配置で対応しておりまして、9カ所を巡回しながら指導しております。以上です。

御質問の1の4、来年度の計画でございますが、ハード面の対策といたしまして、通学路標識を4路線で10基設置する予定をしております。また、道路管理者にお願いし、側溝ぶたの設置1件、ガードパイプ設置1件、道路改修1件、交差点や路側帯のカラー舗装3件、速度抑制マーク7件、計17件の対策工事を予定していただいております。

ソフト面の対策としましては、引き続き交通指導員の配置を予定しております。以上でございます。

（10番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

いろいろな対策をしていただくということで、早急にしていただきたいと思います。

2012年の国の補正予算案として、通学路の交通安全対策に大幅増の137億円を計上されました。

さて、さきの衆議院選挙におきまして与党がかわりました。この地域でも非常に身近な国会議員のI・Tさんが誕生いたしました。こういった国が力を入れている政策ですので、既に国に陳情に行ったと聞いておりますが、今後ともこういった問題ばかりではなくて、ほかにもいろいろと力になっていただき、国への働きかけをしていくべきだと思いますけれども、町長はどのように考えますか。

○議長（鈴川和彦君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議員のおっしゃるとおりでございます。補正におきまして、私どももガードパイプ、それからカラー舗装をやることができました。今後ともその方向で一生懸命陳情に行っ

てまいりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

よろしく願いいたします。

本町の子供たちがより安全に、そして安心して学校に通えるように、通学路の整備を今後ともより一層注意深く取り組んでやっていかなければならないと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木和彦君）

大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問の1の5でございます。交通安全教室は6校が実施しています。ほかの学校も日常的に登下校の際の交通安全指導を実施しています。交通安全マップの作成は、7校が作成をしております。交通安全は、各学校の生徒指導及び健康教育に関する指導計画の中に入れてございますが、引き続き、児童・生徒には交通ルールを守ることを徹底させ、自分の身は自分で守るといった考えと、危険回避能力の育成に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

交通マップの作成ですけれども、大井小学校でも4年生になると総合学習でやるそうでございます。それで、4年生、5年生、6年生は地域の危険箇所を把握して、通学団で低学年の生徒を見ながら通学をしているということでございますので、そういった取り組みを各学校でもしていただきたいなと思います。

次、2番をお願いします。

○議長（鈴木和彦君）

大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問の2番、体罰について答弁させていただきます。関連がございますので、一括でさせていただきますと思います。

まず、御質問の2の1の体罰でございますが、平成24年度におきましては、不祥事となる体罰事案は発生しておりません。また、報道で大きく取り上げられているような勝利至上主義や成果主義を優先した指導者の一方的で継続的な厳しい激しい指導は本町の小・中学校では行われていないと考えております。ただ、日常の生活指導の中では、児童・生徒を落ちつかせるための手だてとして、服をつかんだり、押さえつけたりした指導があることは認識しております。

次に、体罰をどのように認識し、考えているかということでございますが、体罰は学校教育法によって禁止されております。子供の成長を思い、また子供のためには、時に厳しい指導も必要であると考えますが、懲戒としての体罰は許されません。体罰は子供の人権を軽んじ、人格の否定にもつながります。体罰は、指導者が大切にすべき自己肯定感を育む視点の対極にある行為と考えております。

次に、体罰についての指導でございますが、不祥事防止の中で、町の校長会議や町の教頭会議、そういった会議の際に体罰禁止の徹底を図るよう指示してまいりました。教育効果の向上を図るためには、児童・生徒、保護者と学校、教師との信頼関係が欠かせないと考えております。子供のことを思ってやったということでありましても、多くの子供にとっては暴力でしかないということを教職員が十分認識することが必要です。また、そのような事案があれば、すぐに町の教育委員会に報告させるよう指示しております。以上でございます。

（10番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

体罰はなかったと認識をしておるということでございますけれども、これは職員への聞き取りで自己申告、職員だけの自己申告で行われた結果ですか。

○議長（鈴川和彦君）

大森君。

○教育長（大森宏隆君）

体罰等の事案があれば、報告がその都度入ってきます。今回、2月に職員に意識調査を実施しております。そのときの結果、体罰はないと判断しております。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

例えば生徒とか保護者に、この時期、いろいろな問題がありまして、国のほうから県の方に調査が依頼されていると言われておりますけれども、生徒とか保護者にアンケートを実施してもよかったのではないかと思います。今後、予定はないですか。

○議長（鈴木和彦君）

大森君。

○教育長（大森宏隆君）

今後の予定でございますけど、教員と生徒に対して体罰の調査をする予定はございません。ただ、町の教育委員会に、例えば行き過ぎた指導とか、そういったものがあれば、保護者の方から連絡が入ったり、学校から連絡が来るものですから、そういったことを勘案して、教育委員会としても先生方への指導をしていくという考えでございます。よろしくをお願いします。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

そういった点をしっかりと見きわめていただいて、体罰があるならば発見をしていただきたいと思います。

さて、文部科学省の調べでは、全国の公立小・中学校や特別支援学校で2011年に体罰を理由に処分された教員は404人もいるそうです。3割程度が部活動絡みだったということで、最近10年間は約400人前後で推移しているということでございます。この数字が実態を反映しているというのは言いがたい。それこそ水面下でいろいろな体罰が起きていて、それも隠されているのではないかということも考えられます。愛知県の小・中学校での体罰の調査結果がもしあるならば、教えていただきたいと思いますが。

○議長（鈴木和彦君）

大森君。

○教育長（大森宏隆君）

愛知県におきましては、高校の体罰ということで調査された結果がございます。今ちょっと手元からすぐ出てきませんが、1月27日に新聞報道されまして、教諭体罰もいじめであるというような報告がされてございます。あと、結果につきまして、済みません、ちょっと手元に今資料がございませんので申しわけございませんが、新聞報道された結果がございますので、また後ほど紹介させていただきたいと思います。高校の体罰でございます。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

実はきょうの新聞に、名古屋市の話ですけど、載っておりました。昨年の4月からここの1月までは名古屋市立の小・中学校、高校ですけど、小学校で1件、中学校で8件、高校で2件ということでございました。

さて、体罰ですけれども、いろいろな考え方があると思うんです。元巨人軍の桑田真澄さんという方が体罰について少し研究をしておりますので、参考にさせていただきますが、2009年に早稲田大学の大学院に入学をして、プロ野球選手と東京6大学の選手約550人にアンケートした結果、中学や高校時代に指導者から体罰を受けたことがあると答えた選手が約半数いたそうでございます。これは、思ったより少なかったなあといったことでございますけれども、その中で驚いたのが、選手の8割以上が中学や高校での体罰について、必要、あるいは時には必要と回答したことです。一定の成功をおさめることができたからこそ、あの厳しい指導方法はよかったと思うことができるのだらうということ。そして、その人たちが人を指導する立場になったら少し不安だということ。しかしながら、最後に、桑田さんは、道具も戦術も進化したのに指導者だけは進歩せず、昔の指導方法のまま。もっとスポーツの理論やコミュニケーションを勉強して、時代に合った指導方法に変えなくてはならない。体罰が一番ひきょうだと、こういうふうに語っております。

そして、朝倉アスリートクラブの小出さん、Qちゃんを育てた監督さんですけど、この方も、やはり殴って根性を植えつけるというのではなくて、殴っても根性はつかない

と。後々残るのは恨みだけだ。さらに怖いのは体罰の連鎖だ。体罰を受けて育った選手は、やがて指導者になったときも同じように体罰を指導の具にするというのはよく聞く話だということであります。

こういったことを考えますと、ある程度のレベルに達するには、体罰もよし悪し。少しくらいならやむを得ないと考える人もある程度存在すると思いますが、改めて教育長に聞きますが、体罰をどのように考えておりますか。

○議長（鈴木和彦君）

大森君。

○教育長（大森宏隆君）

繰り返し申し上げますけど、体罰はいかなる場合においても許されない行為であるというふうに考えております。先ほども申し上げましたけど、保護者、子供たちとの信頼関係が大切になるわけでございます。したがって、一人一人きめ細かい配慮をして、温かい学級経営をしていかなければいけないということを感じております。

また、先ほども申し上げましたけど、児童・生徒を落ちつかせるために、例えばけんかをしている児童・生徒を落ちつかせるための指導の手だてとして、例えば服をつかむとか、例えば背中を曲げて聞いておる子に対しては、平手で背中をびしっと真つすぐしなさいとか、そういった手だてをとることは行いますが、体罰はいかなる場合にあって許されないという認識でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

榎戸君。

○10番（榎戸陵友君）

私もそういうふうに思ひます。学校現場での体罰は学校教育法で禁止をされております。身体的に苦痛を与えたり、恐怖心をあおったりしても、子供との信頼関係は築けません。体罰に訴えなければ指導できないようでは、それは教師としての未熟さや力量のなさの証明でございます。そもそもそういった方々は教師失格なのであります。子供に体罰をする教師はすぐにやめていただきたい。

本町の子供たちが明るく、元気に楽しく、安心して教育が受けられる学校環境を整備していただくことをお願ひ申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木和彦君）

以上で、榎戸陵友君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は1時までといたします。

〔 休憩 12時08分 〕

〔 再開 12時58分 〕

○議長（鈴木和彦君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、9番、榎本芳三君。

○9番（榎本芳三君）

議長のお許しをいただきましたので、壇上にて質問をさせていただきます。

なお、壇上におきましては朗読とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

質問事項は、1番に、町の防災・減災対策についてでございます。

南知多町では近年大きな災害はないが、平成23年3月11日の東日本大震災の被害をこの地方に置きかえると人ごとではありません。実際に昨年9月30日に台風17号がこの地方に上陸し、満潮時と重なったため、各地区の海拔の低いところで被害が多く発生しました。内海地区では、サービスセンター付近、国道247号内海西信号より北側で床上・床下浸水の被害がありました。内海川樋門の川西側に砂が堆積して、川東側は水が通り抜けております。樋門の役目を果たしていないのが原因の一つだと考えられます。

名古屋市の場合は、天白川、庄内川、海部地区ですと日光川、新川、五条川等は排水ポンプを取りつけて対策をしております。

また、津波からの避難を考えたとき、内海の場合は、東西北の高台に避難する場合、20分かかります。内海の中心部にある内海サービスセンターは耐震工事が不可能なので、津波の避難対策として何か方策が必要だと思えます。

宮城県亘理町、山元町を視察したときに、歩道橋、小さい山に避難した人たちが助かった例があると聞きました。

そこで、以下の質問をいたします。

1番に、内海川の樋門の開閉に問題はないのか。また、樋門付近の土砂のしゅんせつ周期の短縮はどうか。

2番に、排水ポンプを取りつける考えはないのか。

3番に、内海の中心に津波避難タワーを設置する考えはないか。

2番に入ります。空き家対策について、近年の人口減少に伴い空き家が多くなってきました。町の空き家バンク制度を活用したものが少々ありますが、多くは老朽化して、空き家バンク制度も活用できません。土地・家屋の所有者が町外に住み、町内住宅等の管理がおろそかになり、壊れかけた家屋も見受けられます。中にはシロアリ等の被害も発生し、近隣の人たちが迷惑しているケースもあります。

そこで、以下の質問をいたします。

(1)町外者で、南知多町内に土地・家屋を持っており、課税されている人は何人で、固定資産税は幾らか。また、マンション等の共有課税ではなく、一戸建ての賦課状況及び納付状況はどうか。

2番としまして、固定資産税は物納できるのか。

3番としまして、家屋の老朽化等により、崩壊等の危険な状況が見受けられるようになってきたが、その対策はどうか。

以上の2点について、明確なる答弁を要望いたします。なお、答弁の内容については、自席にて再質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

初めに、質問1の1、1の2につきまして、関連がございますので一括答弁を私のほうからさせていただきます。

内海川の樋門の開閉に問題はないかについてでございます。

内海川の樋門付近の砂の堆積につきましては、強風により吹き寄せられた海岸の砂が堤防を越えて河川にこぼれ落ちたことによるものでございます。

樋門の開閉につきましては、砂の堆積によりゲートが全閉できない状態となるため、河川管理者である愛知県知多建設事務所が、過去にも状況を見て、適宜しゅんせつを実施しておりますが、今後も樋門操作に支障が生じないように適切な時期にしゅんせつを実施していただくように県に要望していきたいと考えております。

なお、町におきましても、海岸から河川に砂が落ちないように、樋門付近の海岸に防砂柵の設置等を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、質問1の2、排水ポンプを取りつけることについて答弁をさせていただきます。

河川の河口をせきとめて、強制的に内水を排水する施設につきましては、用地取得を

含め莫大な費用と時間が必要となることを見込まれます。このため、現在、愛知県が計画している内海川の河川改修計画を確実に実施していただき、まずは河川の流下能力を高めた上で、排水ポンプの設置については河川管理者である愛知県と協議をしていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。答弁を終わります。

(9 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

榎本君。

○9 番（榎本芳三君）

1 の 1 と 1 の 2 で、今、部長が説明していただきましたが、河川工事というのは、私が中之郷の区長や区会議員をやったときから話だけはたびたび聞くんですが、いまだ十何年たってもそれらしきことをやっていたいでないんで、それが 1 点と、この (2) のほうで言うんですが、設計変更をするとか何かして、対策ができるような国と県の交渉をしていただきたい。

それと、1 の 1 のほうに戻りますが、ひょっとして前回のよう、人命にはどうもなかったんですが、家屋の、知多市とかは U F J の機械が壊れたとか、そういった対策がありますので、被害があった場合のことを考えていただくような検討をしていただきたいんですが、いい答えがありましたら、ちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

まず、内海川の河川の改修につきましては、なかなか実施できないということでございますが、現在、改修用地等の取得等の関係から今まで中断しておりましたが、平成 23 年に愛知県と検討してまいりまして、構造等の設計の見直し等を行ってきております。詳細設計はまだまだこれからでございますが、県のほうも早期に着手したいという考え方でございますので、25 年度では地元と県と検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、1 の 2 の排水ポンプの設計変更も含めてということですが、こちらにつきましても、今の河川改修等の流下能力を高めた上で、実際どういったポンプが必要になるかということもまだ県と詰めているわけではございません。愛知県と今後協議をすることになりますが、積極的にこちらからの要請はしていきたいと思っておりますので、

よろしく申し上げます。

3つ目は、冠水した後の対策ということでございますが、その対策については、今後、まず台風が接近したときに、事前の避難とか、そういったことも対策として考えられるわけですが、被害に遭った後の対策といいますと、やはり災害対策本部からどのような応援をするだとか、そういうことについては、今度、計画等をつくって対策を検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(9番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

榎本君。

○9番（榎本芳三君）

今の部長の言葉は大変前向きなんですが、毎年の出来事で、秋の満潮時にかかりますと、このスギ薬局から大岩医院近辺は、裏の川があふれて通れないことが年に二、三回あるんです。ですから、町の対策と県の対策、それからポンプ設置は早急な考えをしていただきたい。前向きに早急をお願いをしたいと思います。これは、私、今、自分で言いますのでお願いでございます。部長、それから町長もお願いします。町民が毎年、年に何日かは困っておるような実態ですので、また山海でも樋門の関係で塩害で困っておる地所もあります。豊浜でもどこでも樋門のあるところは何らかの障害があるとは思いますが、町は前向きに、今、こんな地震、津波ということで騒がれている最中ですから、しっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

1の3に移っていただけますか。

○議長（鈴木和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問1の3、津波避難タワーの設置につきまして答弁させていただきます。

本年2月2日に開催しました防災まちづくり講演会の講師、片田先生の唱える避難3原則「想定にとらわれるな」「最善を尽くせ」「率先避難者たれ」を参考に、誰もが避難しなければならないという意識づけがされるよう、訓練を繰り返し行い、それが徹底できるよう周知していくことが重要であると考えております。

津波につきましては、高台の避難所に逃げるのが最優先ではございますが、津波避難タワーも避難先の選択肢の一つとして、設置場所も含めて研究はしたいと考えており

ます。以上でございます。

(9 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

榎本君。

○9番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

今、緊急に対策をしていただけるという回答をいただきましたが、早急をお願いをしたいと思います。

また、先生は、高台高台と言われるんですが、サービスセンター付近に用事があったり、地元の住民は東西と北へ逃げるのに20分以上かかります。ですから、そのことで早急に避難タワーの設置をお願いする次第でございます。それは、町全体の地区で、また町が立ち上げていただきましたら、各団体が寄附を募って、タワーづくりを町が協力していただけるのか、それともう1点は、内海は海拔からすぐ水位が1メートル、1.5メートル、日ごろでも上がりますので、そういう点も、地震、津波が来たら一気に水かさが上がります。そのときには逃げるすべもないと私らは思っておりますので、行政側がしっかりと取り組んでいただきたいかなと思っております。

それと、内海、豊浜、師崎の海岸線の中心部に簡単な避難タワー、一次避難のタワーをつくっていただきたいというのを要望したいんですが、三重県の大紀町のような1億4,000万もかけた避難タワーをつくってくれというんじゃないやありません。3カ所、また篠島、日間賀もできるなら、そういうところへ一時的な避難タワー、鉄骨のむき出しでも結構です。上にベランダがありさえすりゃあ一時避難できますから、亘理町、山元町で歩道橋、小さい神社の山、そこで助かった人が随分見えます。ですから、極力各地区にそういう避難タワーらしきものをつくっていただきたい。それには、豊浜さんは漁協の広場があります。内海は、サービスセンターは耐震ができないですから、裏の駐車場に、屋根も何も要らないから、そういったものをでかしてもらえるとありがたいかなと思っております。

また、それについて、生命・財産を守るのが行政の仕事だということになっておるんですから、そういう面、町民の生命・財産を守るのを先決に考えていただきたいので、よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

ただいま議員より、町内の各地区に簡易的な津波避難タワー設置をという御要望でございます。特に津波につきましては、昨年8月末に南海トラフの巨大地震ということで、本町におきましても、津波高1メートルについては、早い時間ですと37分でそういった津波が来るという部分がございます。また、津波高3メートルにつきましては44分という時間が公表されております。先ほど出ました三重県の大紀町のほうにも大変立派な避難タワーが設置されておるようでございますけれども、大紀町につきましては、時間的に10分という形での津波が予想されております。三重県の沿岸部につきましては10分以内のところが大変たくさんございます。本町の場合、37分の時間があるという部分がございます。

また、避難タワーにつきましては、簡易なものにつきましても、当然津波でございます。水の圧力によって簡易なものは簡単に崩れるというような情報もございます。最近いろんなものを見ますと、最低限でも3,000万近くのものがかかると。例えば3,000万円というのは、上に40平米から45平米ぐらいの面積があつて、大体100人ぐらいが乗れるというものですけれども、高さ5メートル、6メートルの避難タワーで大体3,000万円ぐらいの費用だと。鉄塔で簡単にというものがなかなかできないかと思っております。ですので、まずは最優先で逃げていただくという部分をお願いをしたいと。どうしても逃げられない部分が出てまいりましたら、先ほどの津波避難タワーの検討をしっかりとさせていただくということをお願いをしたいと思っております。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

榎本君。

○9番（榎本芳三君）

緊急にでも、臨時的なというより、鉄骨でむき出しでしたら障害物がないんで、少々の津波が来てもそれは避けて通れるかなと思うんですね。だから、基礎さえしっかりしておれば、壊れるような可能性はないと思うんです。ということは、あれはどこの町だったですか、消防署のやぐらが壊れて、骨がむき出しになっていますが、あれでも建っておるんですから、囲いがなかったら十分もつと思うんです。そういうやり方で、骨だけで上だけのフロアにしておけば、そういう対策を立てられるような方法で早急に、私、

豊浜とか師崎ははかったことがないんですが、内海のサービスセンター近辺では、うち
は老人会だとか、敬老会だとかで、山寺まで歩いて何分かかる。毎年やっておるん
ですが、20分から25分かかります。足の悪い人も見えますから、そういう点でいくと、早急
に勘考をしていただくとありがたいんですが、町の予算もあるので、できるだけそうい
う前向きな検討をしていただきたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

避難をするのに20分から25分かかるといってお話でございます。確かに内海のまちの中
ですと、近くにすぐ高台がないということで時間がかかるかと思えますけれども、先ほ
どの答弁と同じ形になりますけれども、津波避難タワーにつきましても選択肢の一つと
いうことで研究をしていきたいということでお願いをしたいと思います。

（9 番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

榎本君。

○9 番（榎本芳三君）

じゃあ、研究をしていただくようによろしく願いいたします。

大きい2番に移ってください。

○議長（鈴木和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問2の1、町外者の土地・家屋の課税につきまして答弁させていただきます。

平成24年度の現年課税からの調査となりますが、まず町内に土地・家屋をお持ちの町
外の納税義務者は2,621人、その固定資産税額は2億4,210万7,000円です。また、町外
者の一戸建て所有の課税状況は、所有者815人で、家屋の固定資産税は1,766万円でご
ざいます。また、町外者の土地・家屋にかかる現年課税の収納率は現在95.2%で、全体
の固定資産税収納率は94.3%となっております。以上でございます。

（9 番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

榎本君。

○9番（榎本芳三君）

2の1でちょっと聞きたいんですが、今、幾らシロアリが食っておっても、家が建っておる分についての固定資産税は安くなっていて、家を取り払って空き地にしますと税金が上がるという方向を町はどういうふうに考えてみえるのか。これですと、皆さんが、壊れても建てておったほうがいいよということで、うちを壊してくれないというふうなんですが、この見解は町はどういうふうに考えてみえるでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

国の制度の中で、今現在、小規模住宅用地という言葉がございますけれども、そういった住宅につきまして、面積でいきますと200平米以下の住宅用地につきましては、普通の固定資産税の6分の1の課税で済んでおります。これは国の法律によりまして、全国の市町村がそういった形で課税をされるということになります。ただ、その上にあります住宅が撤去されますと、当然その税額は6倍という形になります。先ほど榎本議員からございました、余りよくない家屋というんですか、シロアリが食っている家屋につきましても、あくまでも住宅が建っておるという解釈ならば、そういった軽減がされるという形になっております。以上でございます。

（9番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

榎本君。

○9番（榎本芳三君）

ありがとうございます。これですと、イタチごっこになるのかわかりませんが、シロアリが食ったまま放置されますと、近隣の住宅の方たちが非常に困るので、そのところを、町は町独自の考えで、地主とそういう考え方の話し合いをしていただくことができないでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

使っていない家屋が大変傷んできたということで、隣近所の方に御迷惑をかけるという状況かと思えますけれども、あくまでも家屋につきましては個人の財産という部分で、

なかなか行政のほうがその家屋をどうしてくださいますかということとはなかなか言えない部分でございます。ただ、また後ほど答弁の中でもございますけれども、適正な管理をしていただくような条例を設けるとか、そういった工夫も考える必要があるかと思っております。以上でございます。

(9 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

榎本君。

○9 番（榎本芳三君）

ありがとうございます。これは、やっぱり地主が全部やらなきゃいかんかなと思っておりますが、町もいろいろ研究していただいて、こういうのをなくする方向も考えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから次は、2 番の 2 へ行ってください。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問 2 の 2 でございます。固定資産税の物納につきまして答弁させていただきます。

物納制度は、国税であります相続税において、金銭で納付することが困難である場合、申請によりまして、一定の相続財産による物納が認められています。地方税であります固定資産税につきましては、物納は認められておりません。以上でございます。

(9 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

榎本君。

○9 番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

それでしたら、ちょっとお聞きしますが、この土地だけの税率が、地主が、まちなど真ん中であって、四方に囲まれた昔のうちですと、道路がないところに真ん中にうちが建っていると。町道も何もない。そこでシロアリが湧いておるとというのが幾つもあります。そのときに、そこには住んでなく、よその違うところに住んでいて、それは放置。その税金は現在の人払って見えるんですが、例えばその地所を物納するから、町が何とかしてくれとか、そういった場合になりまして、その分だけ税金を払わなかつ

たら、どういうふうに町は考えていくのか。そういうことを町も考えていただかないと、そのうちがいつまでも廃屋。それと、4軒の住民の人たちが困った場所がいっぱい出てきます。例えばその地所だけの税金を町に納めなかったら、それをどういうふうに対処されるのか、ちょっと研究していただけないかな。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

道路に接していないところに家屋が建っておって、その土地、建物の税金だけを納めないという部分でございますと、当然町といたしましては、税金の督促だとか、そういったことを行い、または滞納という形でのいろんな処分がございます。例えばその所有者の方がほかに金銭等がございましたら、預貯金の差し押さえだとか、そういった部分がございます。土地についての差し押さえとか、そういったものよりも、要は換価できるものというんですか、お金にしやすいものを町としては差し押さえするという形になりますので、なかなか今の道路に接していないような土地を差し押さええて換価するというのは難しいものですから、あくまでも金銭の差し押さえがまず優先されるという形になると思います。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

榎本君。

○9番（榎本芳三君）

ありがとうございました。

次の2の3番に移っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問2の3、家屋の老朽化対策につきまして答弁させていただきます。

御指摘のとおり、本町におきましては、管理の行き届かない老朽空き家は増加しつつあるものと認識しております。所有者や管理者が適切な維持管理をしないままに放置しますと老朽危険家屋となり、最後には台風や地震等の発生時には注意を要することとなります。ただし、個人の資産にかかわることなので、慎重に扱わなければならないもの

と考えております。

現在のところ、空き家対策を実務上可能にする条例を制定している自治体は少ないようにございますが、今後、町としましては、地域の方の御意見などをお伺いし、検討を重ねながら、老朽化した空き家管理に関する条例制定を検討していきたいと思っております。以上でございます。

(9 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

榎本君。

○9 番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

ちょっとこれは参考に教えていただきたいんですが、家が倒壊したときに隣の住宅に被害が出たら、どちらが修理補償を持つのか。それからもう1点は、町からそのうちに指導していただけるのか。この2つをわかりましたら教えてください。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

家が倒壊をいたしまして、隣の方に被害を与えた場合、当然民法上でいけば、倒壊した家屋の所有者が責任を負うという形になろうかと思えます。

また、町のほうが指導できるかという部分でございますけれども、先ほど申し上げました老朽空き家の関係の管理条例等を定めれば、ある程度の指導だとか、そういったことはできるかと思っております。以上でございます。

(9 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

榎本君。

○9 番（榎本芳三君）

ありがとうございました。いい答弁をありがとうございます。

また、ちょっとお願いなんですけど、町のほうでそういう条例をつくっていただくとありがたいかなと思っております。町から指導に行ってもらえれば、近隣の人たちも安心して暮らせるかなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（鈴木和彦君）

以上で、榎本芳三君の一般質問を終了いたします。

次に、3番、吉原一治君。

○3番（吉原一治君）

議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

町長の最大の公約である「人口減少ストップ」は、果たして目標達成できるのでしょうか。残念ながら、その成果はまだ目に見えてあらわれていません。

平成23年度、本町は誕生から50周年を迎えましたが、合併前年の昭和35年に行われた国勢調査での5カ町村の人口合計は2万8,972人でした。それから50年余り、本町の人口は減り続けて、今はおよそ2万人まで減少しております。

さらに豊浜でも、またほかの地区でも、今、若者が減り、子供が急激に少なくなっています。このような人口減少、とりわけ若者や子供が減るにつれて、まちのにぎわいも活気もなくなっているように感じます。

昔からこのまちの魅力の一つに、はつらつとした、活気あふれる漁港の風景があります。そこに働く人々の生き生きとした姿があります。このまちのよさもそこにあると思います。いま一度、このまちに生き生きとした活気を取り戻し、未来への希望をつないでもらうために質問をさせていただきます。

このまちから多くの人が出ていく背景には、まちの産業の停滞があり、若者の雇用を生む職場が少ないことが上げられます。このまちの産業に再び活気を取り戻すことが、このまちの活性化のためにまず必要なことです。

美しい自然景観と多様な観光資源を有する本町の産業は観光業とともに発展してきました。観光客をふやし、交流人口を増加させることはまず取り組まなければならないことだと思います。

しかし、その観光の最大の資源と言える農業、漁業、農産物、水産物をなくしてしまえば、本町の際立った特色がなくなってしまう。多くの観光客を呼ぶことができる南知多らしい魅力を失ってしまいます。漁業、農業の振興を抜きにして、南知多の観光振興も図れません。人口減少ストップもまちの活性化も図ることはできません。農漁業が一体となった観光の振興をより積極的に推進していくことを考えなければならないと思います。

そこで、以下の3点について質問をさせていただきます。

まず1つ目です。農漁業を生かした観光を推進するため、本町を訪れる観光客が漁師や農家の人と気楽に触れ合え、新鮮な地元の水産物・農産物を安く購入できる直売施設を漁港用地内に整備していくことについて、町としての考えはどうか。

次の2つ目、大都市の住民や子供たちを対象とした漁業や農業の体験を通して、本町を訪れる交流人口の増加を図る体験型観光の推進について、町の考えと取り組みはどうか。

そして3つ目です。豊浜の小佐にある愛知県水産試験場を、観光客を呼び込むための観光資源として活用してはどうかと考えます。現在、この施設の果たしている役割と観光客や児童の見学などの利用状況はどうなっていますか。また、観光客向けの観光スポットとして整備、充実を図ることについて、町としてはどのように考えていますか。

再質問は自席にて各項目ごとに行いますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木和彦君）

建設経済部長。

○建設経済部長（平山康雄君）

漁業・農業と観光の一体的振興につきまして、質問の1の1、農漁業を生かした観光推進について答弁をさせていただきます。

吉原議員のおっしゃるとおり、漁業や農業を抜きにして、本町の観光振興や活性化を図ることはできないものと考えております。また、直販施設を漁港用地内に整備していくことについては、農業、漁業、観光業を一体的に推進することで相乗効果が得られ、地元の新鮮な農水産物の消費拡大、交流人口の増加につながるものと考えられます。今後、地域の皆様に意見を聞きながら、整備について検討していきたいと考えております。よろしくお願いします。

（3番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3番（吉原一治君）

町内では、各地で今、朝市などが取り組みで展開されていまして、それぞれの港の特徴ある事業が繰り広げられていますが、南知多町全体として、町外にもっと広く知られるようになると思います。現在、実施されている漁港の朝市などの取り組みとしては、今現在、何カ所で行われているか。把握している主なものを教えてください。

また、町外からの観光客の評判についても、把握していれば、お答えください。

○議長（鈴木和彦君）

建設経済部長。

○建設経済部長（平山康雄君）

本町にあります漁港用地内の直販施設につきましては、豊浜漁港の魚ひろば、これは昔からございます。最近では豊浜漁港のとれたて市場、師崎漁港の朝市、それから大井漁港のとれたて漁師市の4カ所がございます。

また、町外からの観光客の評判につきましては、目新しい地元の魚を扱うということで、豊浜漁港のとれたて市、師崎漁港の朝市、大井漁港のとれたて漁師市等は盛況であると聞いております。豊浜の魚ひろばにつきましては、最近、観光客のニーズも変わったということ、それから施設の老朽化もあり、入場者数は少し減っていると聞いております。よろしく願いいたします。

（3番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3番（吉原一治君）

ありがとうございます。

最近やられた朝市でも、大井漁港の朝市は大変漁師さんから見てもいいことだなというふうに私は感じておりますが、豊浜のおいなあ市がいまいち、今大きく客が減ったようで、なかなか出店が出ないような状況ですが、なぜ豊浜のおいなあ市がちよっとお客が減って、今、実行できないような状況になったのでしょうか。部長、どうですか。

○議長（鈴木和彦君）

建設経済部長。

○建設経済部長（平山康雄君）

豊浜のおいなあ市につきましては、もともとが豊浜の漁港の西之浦のところの発展を目指して、豊浜地区で朝市のような地元の魚を観光客に提供するというで始められたものでございますが、なかなか出店する方、それから若い方、豊浜のまちづくり会等が少しまとまりが薄れてきたというところが途中でとまっている状況でございます。しかし、今、違うところでもう少し工夫をしたことを検討しておるようでございますので、見守っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

(3 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3 番（吉原一治君）

その違うところといいますと、豊浜の石之浦の埋立地だと思いますが、今度、新たに豊浜のまちづくり会ですか、軽自動車豊浜の埋立地においてやると聞いておりますが、その点は町のほうとしても把握しておるんですか。また、どのような催しでやるのか、わかっているならば、ちょっとお話を聞きたいと思いますが、部長、いかがですか。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

少し聞いておりますが、簡単に言いますと、よその地区でもやっている地域があるかと聞いておりますが、トラック市、トラックを持って行って、二、三台集まって直販をしようということを考えているというふうには聞いております。

(3 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3 番（吉原一治君）

もう一つ、豊浜の埋立地ですが、先ほど沢田議員からもちょっと埋立地のことを漏らしたような気がしますが、この埋立地ですが、町としては、この施設をつくることについてとか、いろんな話は聞いておるとは思いますが、今、どれぐらいのお話がされているのか。できれば、部長、ちょっといかがですか。

○議長（鈴木和彦君）

建設経済部長。

○建設経済部長（平山康雄君）

豊浜の漁港、石之浦の埋立地につきましては長年未利用の状況にあります。産業まつりで使用しているほかは余り使用されておらずに、本来の使用目的には十分ではないというふうに思っております。現在、町と豊浜漁業協同組合を初めとする各種団体によりまして豊浜漁港研究会というのを地域が組織しております。その組織によりまして、水産物の直販施設等を含めた利用計画の検討が行われているところであります。今後、進

めるに当たりましては、議員の皆様からも御意見をいただけたらということで、会議を行っているところでございます。よろしく申し上げます。

(3 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3 番（吉原一治君）

漁業の新しい取り組みとしては、漁業においても産地直売は収入の増加や安定化につながり、若い漁師が漁師を続けていこうという意識にもつながります。行政でも情報提供や指導などを行って、積極的に支援していただきたいと思います。

では、次の項目へ行ってください。

○議長（鈴木和彦君）

建設経済部長。

○建設経済部長（平山康雄君）

それでは、質問1の2につきまして、体験型観光の推進について答弁をさせていただきます。

現在、体験型観光については、町観光協会の内海、山海、日間賀島支部、篠島民宿組合を中心に、地びき網、干物づくり、漁師体験などを実施しております。

観光庁が推奨する旅行者を受け入れる側の地域が、その地域でお勧めの観光資源をもとにした旅行商品や体験プログラムを企画、運営する着地型観光にとって、漁業や農業を通しての体験型観光は独自性が高く、その地域ならではのさまざまな体験や学習ができることから、町としましても交流人口の増加を図る上で体験型観光は非常に有効な手段であると考えております。その取り組みに関しましては、町観光協会と連携を図り、各地域の受け入れ体制の整備、体験メニューの研究などを行っていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

(3 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3 番（吉原一治君）

ただいまのようなお話を聞くと、大変将来楽しみだなと思います。こうした体験交流

によって漁業や農業に親しんでもらうことで、将来南知多に親近感を持ち、繰り返して本町を訪れるリピーターも育成していけると考えます。特に子供たちに漁業体験や農業体験をしてもらうことは、将来、10年、20年後にその子供たちが大人になって、家庭を持ってからもこのまちやこのまちの産業に深い愛着を持って、何度も来てもらえることにつながっていくと思います。

特に子供たちに楽しんでいただけるような体験型観光の推進に対して、町が今考えているような答弁をされまして、私としても、将来的にはいいことだなと、このように感じております。

今、大都市、この地方では名古屋市とその周りの都市部から多くの観光客が来てくれております。今、都市では団塊世代の大量の退職者が発生しています。私より少し若い世代の方たちです。私もそうですが、この世代の人たちに海や山、漁村、農村に強い愛着を持っている人は少なくありません。こうした交流事業はこのような都市住民ニーズに応えていると思います。大都市に向け観光PRを強化して、観光客を呼び込んでもらいたいと思いますが、今、どのような大都市に向けた観光のPRを行っているのでしょうか。部長、どうぞ。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

大都市向けの観光PRということでございますが、現在、町としましては、愛知県観光協会が主催するSAエリアでのイベント、アンケート調査を実施したり、同じく県の観光協会主催の教育旅行等、誘致訪問活動、観光セールスキャラバン等によりまして、直接首都圏や近隣主要都市へ出向いて、エージェントや小・中学校からのニーズの聞き取りを行っております。また、日ごろから電話等でお客様からの要望を伺うこともできます。

大都市向けの観光PRにつきましては、現在は観光協会が中心となりまして、観光セールスキャラバンにおいて海産物の即売、観光パンフレットなど、ポスター等の掲示、PRステージへの出演などを行い、観光のまち南知多町の知名度アップを図っているところですが、東京、大阪、横浜、そういった大都市にも、愛知県の観光協会と協力してPRを行っております。

（3 番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3番（吉原一治君）

ありがとうございます。それをずっと続けていってもらうことが大事かなと思いますので、今後とも町内外に広くPRしていってほしいと思います。

では、次の質問に行ってください。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

質問1の3、愛知県水産試験場を観光資源として活用してはということについて答弁をさせていただきます。

豊浜にあります愛知県水産試験場漁業生産研究所は、美しく豊かな漁場環境の確保と水産業の振興、漁業経営の安定を実現するため、漁場環境の回復のための藻場再生技術の開発や、イカナゴを代表とする資源管理技術の開発、競争力ある経営体育成のため、高品質で安定生産に必要なノリ養殖技術の開発など、漁業者と協働して水産資源を守り、持続可能な漁業を行うための研究を行っているところでございます。

本施設の観光客や子供の見学などの利用状況につきましては、漁業生産研究所ということもありまして、ほとんどが漁業関係者の利用であります。23年度の来場件数は33件、来場者376名のうち、子供の見学としましては、学校の社会見学として2件、154名が来場したと聞いております。

観光客向けの観光スポットとして整備、充実を図ることについては、県と協議しまして、研究業務に支障のない範囲での施設の活用を要望していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

（3番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3番（吉原一治君）

ありがとうございます。

私も、水産試験場へちょっとお話に行ってきました、やはり水産試験場といいますと、観光となりますと筋が違うということだと思っておりますが、これが、漁業体験とか、漁師の

勉強をしたいということであれば可能だというようなことを私も聞いてきました。今、特に都会の子供たち、海のない内陸や山間部の子供たちに浜辺のまちのことを知ってもらうには、この水産試験場はとていい施設だなと私自身も感じております。

豊浜漁港にも、昨年度は4,000人近い子供たちが見学に来ております。長野県とか名古屋市がほとんどですが、漁業のことを学んでいきます。海や漁業に対して高い関心を持ってきています。先ほどの体験漁業でもそうですが、子供たちにこのまちのことを知ってもらうことが、将来また家族や友達、このまちを再び訪れる観光客をつくっていくこととなります。漁業に対する理解と、先進的な取り組みを知ってもらうことで将来漁業に従事しようという若者を育てることになるかもしれません。

本町は、県下最大の漁業拠点である豊浜漁港を持ち、離島や師崎などの漁業を中心に栄えてきた漁村が多くある魚のまちでもあります。漁業や水産資源について関心を持ってもらうとともに、南知多町のこの特性を広く町外の人にも知ってもらい、親しんでももらうために、県の施設であります。この水産試験場の有効な活用をしてはどうかと常に思い、今の施設、展示室もありますけれども、見学ができるようになっていますが、規模も小さくて、一般の人が大勢来ても、漁業体験のビデオ室でも100人ぐらいだと聞いております。こうしたことで見学のコースとして取り入れていけば、豊浜漁港へ1年で4,000人近く来ます。そうした人を試験場、2時間か3時間おれる場所をつくり、また師崎漁港もあると思います。また、内海地区でも観光の目玉もあると思いますが、そうしたコースをつくっていくことになれば、自然と地元活性化につながると思いますが、その辺どうでしょうか。そういう南知多のコースって今あるんですか。私は観光のことは余りわかりませんが、部長、参考でいいですから、あれば一言お願いします。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

それぞれの観光施設をつなぐコースというのは、町の観光協会等でもつくっておりますし、旅行業者もつくっていただいて、町内のコースを回ったパック等ができ上がっておりますので、今後もそういったものを工夫していけたらというふうに考えております。

（3 番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3番（吉原一治君）

観光もいろいろあると思いますが、私たちから見ても、内海、豊浜、師崎、いろいろありますけれども、地域地域でばらばらなような気がしております。せっかく観光客が来てくれても、ちゃんとしたコースがあれば、結構地元でお金を落としてくれるということにつながると思いますので、ぜひ観光のほうも力を入れてもらって、南知多の人口増加ということを目指しながらやってもらいたいと思います。

最後になりますが、本町の漁港施設はこの地方でも最大の規模、漁業拠点になっていて、その港の活動風景は周囲の町並みや海岸線の自然景観と調和した、本町ならではの特徴的な景観を形づくっています。水産試験場だけでなく、このような港の風景もまた一つの観光資源になるのではないのでしょうか。豊浜漁港にもまだ未利用の用地があります。この用地を活用して、漁港全体の観光交流の場として活用、整備し、港の活気、にぎわいを取り戻していきたいと思います。

町長、最後ですが、農漁業と観光一体、一言感想をお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

吉原議員におかれましては、議員になられた当初から漁業を中心として1次産業に対しての深い造詣の中、御質問をいただいております。このたびは観光に視点を向けていただきまして、さまざまな御提案をいただきました。常々1次産業が基本となり、第3次産業である観光が我々のこの地域の産業を引っ張っていくという気持ちに変わりはありません。いろいろ御提案いただきましたことを心に命じまして頑張っておりますので、御協力をよろしくをお願いいたします。

（3番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3番（吉原一治君）

ありがとうございました。

私も、少しでもこのまちに活気を取り戻したいと、若い漁業者の就労のために頑張っております。町のほうでも、農漁業の新規就労者の支援策として、家賃の補助などを新年度予算に盛り込んでいただき、当局の協力に深く感謝申し上げる次第です。大変な勉

強家でもあり、いろいろな斬新なアイデアをお持ちの町長ですが、ぜひとも町の発展のためにいいアイデアを出してもらおうようお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木和彦君）

以上で、吉原一治君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は2時15分までといたします。

〔 休憩 14時05分 〕

〔 再開 14時15分 〕

○議長（鈴木和彦君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、5番、鳥居恵子君。

○5番（鳥居恵子君）

議長さんの許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

なお、再質問がある場合は自席にてさせていただきます。

1. 命を守れるまちになったか。

東日本大震災から間もなく2年になりますが、その後、このまちの安全性はどれだけ高まったでしょうか。この震災を教訓とし、行政も、そして地域もまた学ことが数多くあったのではないのでしょうか。

震災のあった平成23年3月11日、この日は町議会の総務文教委員会の開かれた日でしたが、地震の発生は午後2時46分、会議が終了して間もない時間でした。

沿岸の地域を津波が遡上する報道の映像に、はかり知れない衝撃を受け、被災地の方たちの力になりたいという思い、そして、同じ海辺のまちとして、このまちを災害から守っていかなければならないという決意を込めて、私たち町議会は、震災後いち早く、東日本大震災の被災地支援に係る決議を全会一致で可決しました。

その後、日本中が、津波を初めとした自然災害への備えを行政やまちづくりの大きな課題として捉え、安全、そして安心なまちを目指す取り組みを展開しています。私たちのまちでも、住民の皆さんが最も関心を寄せる課題となっています。このまちの安全性がどれだけ高まったのか、2年の節目を迎えた今、検証したいと思います。

そこで、以下の質問をします。

町の防災機能を高める基盤の整備はどれだけ進んだのでしょうか。震災後、これまでに

実施した事業と、今後予定される事業は何か、お聞かせください。

2. 震災からの教訓として、住民みずからが率先して避難することの重要性が指摘されています。海に近い集落が多い本町としては、住民の避難行動を助ける避難路が必要不可欠です。整備はどこまで進み、新年度の予算案にどう反映されていますか。

3. 2月2日に開催された防災まちづくり講演会で、釜石の奇跡として知られる片田敏孝群馬大学大学院教授のお話を聞き、小・中学生への防災教育の効果と重要性を身にしみて感じました。本町の子供たちに対して、震災後、防災教育の充実は図られていますか。具体的な取り組みをお聞かせください。

4. 保育園児童の安全性確保についてお聞きします。

町内の保育所、特に師崎保育所の立地条件は津波に対して余りにも無防備です。一刻も早く移転などの対策が必要であり、地域からも強い要望が寄せられていますが、町の考えはいかがですか。

2. 観光施設等の整備に係る地元負担金の見直しについて。

本町の重要な産業である観光の振興については、町の総合計画を初め、都市計画マスタープランなどの基本計画はもとより、町長のマニフェストにも上げられる重点事業の一つです。

観光振興による交流人口の増加のためには、新たな観光スポットや観光拠点の整備が必要になります。しかし、地元より提案する観光施設等の整備には地元地区の負担を求められることがあり、財政的に豊かでない地区では地域の必要とする事業を実施できない心配があります。それぞれの地区の財政事情により、必要な事業の実施に地域間の格差が出ない仕組みを考えていかなければならないと思っています。

観光施設など、観光客誘致やイメージアップを通して、町全体の産業振興に役立つ施設や、住民の生活に密接にかかわる施設については、町の活性化への貢献度や地域間の公平性を考慮して、地元負担のあり方を見直していくことが必要ではないでしょうか。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 観光施設整備に係る標準的な地元負担の割合はどれくらいになりますか。

2. 現在、地区から具体的な観光施設等の整備の要望はありますか。また、これまでに地区の財政的な理由から断念した事業はありますか。

3. 地区の財政状況を考慮して、地元負担をなくすことはできませんか。以上です。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問1の1、震災後、これまでに実施した事業と今後予定する事業につきまして答弁させていただきます。

まず、震災後の平成23年度におきましては、各地区と協議をして定めた1次避難場所を掲載した津波避難防災マップを全戸配布し、町内各所へ海拔表示板や避難誘導板を設置いたしました。

しかし、昨年、本町での最高津波高10メートルと予測されました国の南海トラフ巨大地震に係る被害想定を発表に伴い、再度、津波避難防災マップの見直しを行い、8月に全戸配布をし、あわせて海拔表示板のつけかえを行いました。

観光客への避難場所周知対策といたしまして、町内の沿岸部などの15カ所に津波避難指示案内板を設置いたしました。

また、避難路整備を除いた、今後予定する新たな事業といたしましては、住民等への迅速な情報伝達が可能となります同報系デジタル防災行政無線設置事業費を平成24年度3月補正予算に計上いたしました。

平成25年度予算への計上といたしましては、地震、津波などの災害時の一次避難場所及び避難経路の危険度等の調査を行い、安全性を検証するとともに、避難場所の見直し、避難路整備などの計画策定に活用する地震津波等災害危険度判定調査委託事業、津波一次避難場所の周知を図るための一次避難場所誘導案内板設置事業、地震津波対策活動拠点整備のための防災備蓄倉庫設置事業や身体障害者対応型組み立て式仮設トイレの購入などを予定させていただいております。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

鳥居君。

○5番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

今お伝えくださいました同報無線に関しては、やはりみんなの願いが25年にやられるということで、すごくいいと思いますが、ただ同報無線は、私たちのまちは三方が海に囲まれていますので、同報無線の距離が、例えばお昼間ですと、大体漁に出たり、それから農家も山に行ったりしてしまして、ちょうど知多半島の先端の私たちのまちは集落

が御存じのようにばらばらになっていて、しかも山があり、海がありということで、海とか山の範囲はどのぐらいを考えて同報無線は聞こえるのでしょうか。お教えいただけますか。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

同報系防災行政無線の聞こえる範囲ということでございますけれども、海側につきましては、本町は海水浴場等がありますので、当然海水浴場の近辺、海側によく聞こえるような体制をとっております。また、山側につきましては、ある程度人の住んでみえるところが中心となっております。全て南知多町全域をカバーするというのはとても難しいという部分での対応になっております。

（5 番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

鳥居君。

○5 番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

ただ、やはり全体に、例えば生活の中で釣りをしている人とか、海に行っている人もかなりいますし、ほかの地区とはちょっと変わっている南知多と思いますので、そこら辺は、例えば夏は、もちろん海水浴のお客さんが内海地区、日間賀、篠島地区に多いわけですね。そういったものが1年間通じて網羅して設置されるという意味でとっていいですか。

○議長（鈴木和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

今御指摘のとおり、1年間を通しての設置を考えております。ですので、内海の海水浴場だとか、日間賀の海水浴場、篠島の海水浴場がございますが、そこばかりではなく、豊浜の海側、師崎の海側につきましてもそういったものを設置するという形で準備をしております。

（5 番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

鳥居さん。

○5番（鳥居恵子君）

同報無線は本当に早く、待っているのをお願いしたいんですが、ただ、防災に関して、今これで完璧ということはないと思うんですが、今この時点で、3月11日が過ぎた時点で、南知多町は、例えば予算はどのぐらいの割合で、防災が一番ともしお答えになるんだったら、どのぐらいの割合で予算は今年度おとりになるんでしょうか。

○議長（鈴川和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

防災の予算ということでございますけれども、平成25年度の当初予算で見ますと、その中に歳出の9款消防費というのがございます。その中に、また災害対策費という項目がございます。その予算の合計が4,160万3,000円という形になります。ちなみに24年度の当初予算でございますと2,564万7,000円という形になります。先ほどの無線の関係につきましては24年度の3月補正ということで、それは別となっておりますので、よろしくお願いたします。

（5番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

鳥居さん。

○5番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

では、その無線が完成して、その予算を使って、どうでしょうかね。私たちが安心できる、防災に関して、いろんな防災、天災とかいろいろ含めて、安心できる度合いというのは、今この時点ではどのぐらい完成というのか。もし完成目標がありまして、これはこうするという目標があれば、どのぐらいで南知多町は安全なまち、確実に安全なまちと言えるまちになるんでしょうか。できれば、その年次をお教えいただければ、教えてください。

○議長（鈴川和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

鳥居議員の、命を守れるまちになったかという部分もございますけれども、こういっ

た防災の関係の予算につきましては、どこまで行ったら完成だとか、そういった部分は
ございません。少しでもよくしていくという形で予算は続いていくかと思っております。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

鳥居さん。

○5 番（鳥居恵子君）

じゃあ、続けていくということで、本当に私たちのまちは、先ほど申し上げましたが、
集落も本当に離れていますし、山と山と海なんで、ぜひこれからも防災、よく言えない
んだけど、本当に年次みたいに、何年には完成ではないんですけど、命を守るまちな
ったかどうかだけはお答えしてもらっていいですか。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

命を守るまちという部分でございますけれども、当然100%という部分ではございま
せん。それに近づくような形での努力をさせていただいておるとい形になります。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

鳥居さん。

○5 番（鳥居恵子君）

確かにそうなのですが、実は2年前の3月11日に覚えた感情というのは、きょうこの
時点では思い出せないくらい遠くなってしまって、やはり風化するんですね、すごく。
2年前は、私たちは、3月11日過ぎにどこへ行っても1,000円、要するに支援をしてく
ださいという言葉にはすごく反応して、すぐ支援したと思うんです。

せんだって、コンビニである男性が東北の地震のお金といって持ってみえたんですね。
そうしたら、そのコンビニの人が、もう終わってますよと言われて、その方は、だけ
どためてきたんだからと、こういうふうに持ってみえて、そうしたら、そのコンビニの
店員は最後怒ったように、もうないですからと答えたんですね。そこで口を出すのもな
んなので見てたんですが、その人はしょぼしょぼと帰っていったというのがちょっとシ
ョックだったんですが、そういった点では、本当に行政も風化しないようにいろんな努
力をなさっていると思うんですが、ぜひ風化しない努力を続けていっていただき、3月

11日に師崎は、やっぱり震災を忘れないということと、それから自分たちの命は自分で守るというふうなところから防災訓練をするんですが、そこの中でも、やはりみんなが風化しているのがすごくわかりまして、例えば玄関にいつも靴が置いてあったお婆さんは、もう今は靴は置いてないし、防災用の袋がちゃんとかけてあったお婆さんたちもそこに置いてないようなことがあって、何とか忘れないように、風化しないようにしようとしても、なかなか自分たちだけの努力ではできないんですが、ぜひこれからもそういった点では、本当に命を守ってくれるということではなく、一緒になって守りたいと思っていますので、これからもよろしく御指導願いたいし、命を守れるという確信のある日までやり続けていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

命を守るということには限度はないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（鳥居恵子君）

ありがとうございました。

次の項目をお願いします。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問1の2、整備状況と新年度予算案について答弁させていただきます。

まず、質問1で答弁させていただいたとおり、今年度、全戸配布させていただきました津波避難防災マップの一次避難場所への避難路を中心に整備を勧めているところであり、現在まで、高台への避難路等の整備、修繕は、平成24年度に合計9カ所を実施しております。

また、そのほかに、愛知県へ要請し、治山工事实施時に高台への道路の整備を3カ所実施していただきました。

新年度におきましては、6カ所の道路の整備、修繕の予算を計上させていただいております。また、自主防災組織等が、みずから小規模な避難路整備を行うための資材購入などの補助金を計上させていただきました。以上でございます。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

鳥居さん。

○5 番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

やはり避難経路がすごく大事で課題になって、みんなの話題の中にも日ごろあるんですが、先ほどもおっしゃっていましたが避難経路の予算というのは、どのような感じで、金額はどのような形でしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

吉村君。

○建設課長（吉村仁志君）

建設課で持っている避難路の予算につきましては、1,000万円を道路修繕工事にあわせて持っております。あとは防災安全課のほうの担当となりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

小規模な避難路の整備ということで、これは25年度からでございます。自主防災会等がみずから行う場合ということで、補助金を交付したいという形で、とりあえず25年度に100万円予算計上させていただいております。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

鳥居さん。

○5 番（鳥居恵子君）

前からこれはお願いしているんですが、本当に避難路は自分たちで頑張るからお金を出してくださいと。100万円というのは1地区ですか。町全体で100万円でしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

100万円につきましては、町全体で100万円という形になっております。今の案でござ

いますと、1地区、自主防災会ですね、1つの自主防災会に10万円全額補助という形で、地元負担なしという部分で考えさせていただいております。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

鳥居さん。

○5番（鳥居恵子君）

1地区10万円という数字は非常に低い数字だと思うんですが、それはどんな根拠でお出しになったんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

自主防災会のほうがみずから行うという部分で、資材の購入という形で、私どもが考えておいたものは、碎石だとか山の部分の草刈りの燃料費だとか、そういった部分での考えをしております、1自主防災会10万円という形で決めさせていただきました。特にこの補助金につきましては、建設課のほうで対応できない道路の拡幅だとか、赤道というんですかね、町道の避難路の整備ではなくて、個人の敷地だとか、私道の部分を地元の方々にやっていただくという趣旨で補助金として出させていただくものでございます。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

鳥居さん。

○5番（鳥居恵子君）

自主防災会に10万円では余りにも少ないと思います。考えたら、これ一番効率のいい予算の使い方かなと思いますのは、自主防災会はここをこうしたい、ああしたいという意見をやっぱり持っていて、何かをするたびの反省会に、ここの階段をつくりたいとか、いろいろ言いますよね。その中で、人件費はただだし、やる気はあるし、効率はいいしということで、それをどうしてこの10万円というのをお決めになったんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

10万円の根拠でございますけれども、今の地元のほうで人件費は提供するという部分でいきますと、資材の購入、先ほど申しましたように、碎石の購入にいたしましても、トラック1杯2万円、3万円で碎石が購入できるという部分もございますので、とりあえず10万円という計算をさせていただいて、計上いたしました。

（5番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

鳥居さん。

○5番（鳥居恵子君）

じゃあ、10万円で碎石二、三万円で、そしてフェンスを直して、フェンスが壊れているうちから、そこだけつけ加えるとしても結構材料費が要るし、セメントも要るし、それから階段もちょっとつくりたいというのか、一番近い階段が簡単にできるところがあるんですよ。そういうのもつくりたいと思ったら、もっと300万とか、3回ほどこの話をしているんですが、地元で300万ぐらいあればという、いろんなお願いをしていますけれども、10万円というのは本当に自分でわからないんですけど、せっかくみんながたくさん出て、やってくれるというチャンスに、どうして行政は10万円という低い予算をつけるのかなと思うんですが、それでなきゃいけない理由、本当はあるんでしょうか。

○議長（鈴川和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

10万円はあくまでも一つの目安という形で予算のほうを計上させていただいております。25年度に初めて行う事業でございますので、その点、いろんな御意見等をお伺いし、変更が可能なのか、26年度に改正をしていくのかにつきましてはまた検討させていただきたいと思っております。

（5番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

鳥居さん。

○5番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

本当についたことは、やる気があるし、防災もいろんな形を変えてやっていきたいと

思っています。というのは、単純にやっていると、先ほど申しあげました風化みたいになってしまうし、自分の命が助かりたいという思いでやるのが一番的確でやれるような気がしますので、今回は10万円ということで、初めの一步ということで、実績を見て、やる気を見て、本当にもうちょっと300万円ぐらいはいただけたら、その都度その都度みんながいろいろ言うことをやるというといけないのかもわかりませんが、防災訓練した後って意外に体験なんですよ。体験の避難路をつくることがとても大事なので、ぜひこれから前向きにお考え願えますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

今の避難路整備の関係の補助金につきましては、当然前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（鈴木和彦君）

大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問の1の3、震災後の防災教育の充実と具体的な取り組みにつきまして答弁させていただきます。

片田敏孝先生の記事や文部科学省のDVDなども活用して防災教育に取り組んでいます。避難場所や避難体制を見直し、避難訓練も行っております。走って逃げたり、地域とともに高台へ避難するなど、より実践的な避難訓練に取り組んでいる学校もあります。

そのほかには、学校によって異なりますが、ハザードマップの作成や行動を考えるワークシートなどを用いて防災意識の向上に努めています。地震体験車なまず号による揺れ体験や津波シェルター見学などを実施した学校もあります。また、町内全部の小・中学校で、いそわかめ御飯、焼き鳥缶詰など、非常食の試食も行いました。

さらに、本年度は学校防災マニュアル作成委員会を立ち上げ、指導計画づくりに取り組んでいます。「備える」「命を守る」「立て直す」の各段階におきまして、子供たちの防災対応能力の向上を目指し、小・中学校9年間にわたる指導計画を作成してまいります。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

鳥居さん。

○5番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

せんだっての片田先生の講演で、本当に釜石の奇跡ということで勉強になりまして、そのとき、やはり自分のところの小学校とかいうことも思いまして、今いろいろなさっているということで、私たちはそれをもとにきずなも持たれるということ片田先生に学びましたし、本当に納得したのは、自分の命を守るといことは親の命も子供の命も守ることにつながるということすごい実感しました。

今の中学生さんたちも私どものごみの運動にも参加して下さったり、いろんな中で、とても今、挨拶がよくできるんですね。挨拶がすごくできるということは、いろんな方面ですごく成長なさっていると思うんですが、ただ、どうしても師崎でいいますと、中学校は低いところにあるし、環境的にはそんなに恵まれていない環境で、教育は恵まれているかもわかりませんが、さらに強い地域と一緒にできる、例えば防災訓練はなかなかクラブ活動とかで出席はできませんけれども、ぜひ働きかけて、地域と一緒に防災訓練ができれば、体にしみ込ませるとい、何か天災があったら、南知多の奇跡というのが起これば、誰一人殺さない、誰一人死なないということ本当に願って、私たちは防災訓練をしているんですが、それと一緒に、子供たちも含めて、そういったことを徹底的に御指導願えればと思いますので、よろしくお願いします。

それからもう一つ、一つだけ教えていただきたいんですが、今おっしゃったような、難しいんですけども、数学とか国語みたいに点数はないですが、防災教育というものの検証というのはどうなさるんでしょうか、教えてください。

○議長（鈴川和彦君）

内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

質問に対するお答えにならないかもしれませんが、今まで防災教育というのは、授業時間に入っていない。避難訓練の後に学校ごとにそれぞれ学校長が判断をして、防災教育をやる場所はやる。ちょっと温度差があるというのも否めないところがある。今回の被災を受けて、町全体で学校防災マニュアルというのを統一してつくるようにさせていただきます。その中で、特別活動というのが授業時間の中に各学年35時間あるんですけども、その35時間の中に2時間ではありますけれども、各学年、年齢に

よってテーマをそれぞれ2つ設けまして、授業の中に組み込んでさせていただこうということで、テーマをそれぞれ1年生から中学校3年生まで決めまして、新しい25年度から取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

鳥居さん。

○5番（鳥居恵子君）

本当によろしく申し上げます。

そして、私たちも頑張って働きかけしたり、いろんなことで先生方とか、学校に本当にお世話になっておりますので、防災に関しても全体で取り組んでいきたいというふうに、もちろん本当に協働ではないんですけれども、行政と地域と一緒にになって、学校と一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（鈴木和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、御質問1の4の師崎保育所の移転対策等につきましてお答えさせていただきます。

町といたしましては、師崎保育所は御存じのように海が近くにありまして、立地条件的には大変厳しいとは思いますが、現在のところ移転は考えておりません。

今後とも地域の皆様の協力を得ながら、より迅速、確実な避難ができるよう、避難訓練を重ねてまいります。

また、町内の保育所では、津波などの災害に対する避難体制を一覧表にいたしまして保護者にも周知すると同時に、年間を通して避難訓練を行っております。

特に師崎保育所につきましては、地震・津波訓練を年9回実施し、保育所から高台へ避難する訓練方法で、保育室、園庭、お昼寝中、退所時など、さまざまな場面に対応できるように訓練を実施しております。年1回は、保護者に直接高台にある引き渡し場所へお迎えに来ていただく引き渡し訓練も行っております。

また、先ほど鳥居議員のほうでおっしゃられましたが、3月11日、師崎地区の防災訓練もあるということでございまして、師崎保育所もこの訓練に参加させていただく予定をしております。以上でございます。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

鳥居さん。

○5 番（鳥居恵子君）

本当は移転してほしいです。師崎保育所は高さがどうのこうのよりも、一番心配なのは、それより前に、師崎保育所さんはすごく避難訓練に力を入れていまして、子供たちが小さいんですね。ゼロ歳からいるので、逃げるときにどうしようということで、私たち地域も、近所の人に声をかけて、もし何かあって逃げていたら手を差し伸べるとか、ある駐在員さんは、おれ、助けに行くからなとか言って、てんでんこだから、いけないのかわかりませんが、そういう気持ちが非常にありますので、それはちょっと安心なんですけど、地域としては。ただ、本当に小さな子供たち、ゼロ歳からということで、本当に大切にしたいんで、本当は移転が希望なんですけど、もし移転ができなければ、今の現状としまして、一つ教えていただきたいのは、あそこ園庭がすごく広くて、まず第一避難は園庭だということは、今は違うかわかりませんが、前は園庭にまず避難して集めてから逃げるということをお聞きしたんですね。そうすると、園庭というのは、あそこ御存じのように埋め立てで、外から海ですし、この前の台風のときに、あそこ、水が上がってきたんですね。9月のお祭り前の台風のときに、水門のあそこは水が上がって入ってきたんですね。高い高いといっても入ってきているので、それがちょっと心配なんですけど、園庭は検査か何かなさったことはあるんでしょうか、床の下の地層を。

○議長（鈴木和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

新師崎地区の埋め立てにつきましては、昭和41年から45年にかけて町のほうで埋め立てた土地でございます。先人者に聞きますと、あの埋め立て土は片名地区の民間の土地を崩して、その山土といいますか、頁岩層で埋めたというふうに私ども聞いております。通常、地震でございますと、一番心配するのが液状化現象でございますが、液状化現象というのは砂地盤において起きる現象でございますので、山土、頁岩層で埋め立てたものであれば、地盤のほうはかなりしっかりしたものだというふうに考えております。

年月も既に40年以上たっておりますので、地盤もかなり落ちついておりますし、軟弱

地盤層の上に埋め立てたものではないというふうに考えておりますので、地盤が地震により液状化現象とか、そういう現象の心配はないというふうに考えております。以上でございます。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

鳥居さん。

○5 番（鳥居恵子君）

液状化よりも、心配は陥没みたいに沈むんじゃないかと。この前から保育所に言っていたんですが、多分真ん中が沈むんじゃないか。あそこ、コンクリートも何も打ってなくて、しかも新師崎のずっと向こうの海に向かって右のほうって、結構ぼろぼろになっているところがあって、前見たんですけれども、その影響で一度調べて、危険度があるといけないと思うので、ああいうところって、公のところって調べることはできないんですかね。

○議長（鈴木和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

師崎保育所の前面、海側でございます県の管理しております海岸施設でございますが、これにつきましては、愛知県が長寿命化計画とか、施設の点検についてはやっておるはずでございます。園庭と申しましても、やはり構造物が建ってない運動場でございますので、通常陥没というのは、揺れがございまして、そこに重量物が建っていて、初めて陥没ということが起きてくる。これが通常でございます。したがって、運動場そのものが陥没するというのは、よほどの空洞がない限り、あり得ないと考えております。したがって、調査のほうをすぐに実施する予定は現在のところございません。以上でございます。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

鳥居さん。

○5 番（鳥居恵子君）

ただ、そうおっしゃってても、父兄が一番陥没という言葉を使って、見ていると、あれ絶対危ないといって、どこへ集まるのと言ったら、園庭だということで、父兄のほう

から意外に園庭が一番危ないんじゃないかと。だから、向こうに県の土地がありますね、擁壁が海側に。あそこの下のほうから水が入っているんじゃないかとか、いろんな不安要素のことの発言が結構あるんですね。

それから、まちづくりの中で防災のことを話すと、必ず保育所が出てくるんですね。保育所が危ない。それからもう一つ、この前の地区住民会議が、3回ありましたね。そのときも何度か保育所、保育所というのが出てきまして、師崎の住民の中には保育所は危ないという意識が結構ありまして、必ず保育所が話題に出てくるということは、人間の目って結構確かじゃないですか。そういった点では、もう一度考え直してもらって、下だけでも調査していただくわけにいかないでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

厚生部長。

○厚生部長（早川哲司君）

保育所の避難につきまして、屋外にいたときは、当然地震がおさまってから避難ということになります。地震の揺れによって、陥没しておるところへ逃げるわけにいきませんので、そのあたりは陥没を見ながら、当然避難することになるかと思えます。それがないと、安全な避難もできませんので、そのあたりも含め、保育士は訓練をしております。

それから、鳥居さんがおっしゃられるように、地域の住民の方が非常に保育園のことを思っただきまして、保育園の保育士も、国道まで何とか逃げていけば地域の方々がいつでも助けてくれるということも、常々訓練に参加させていただいて、心強いお言葉をいただいております。現在66名の園児がおりますが、そのうち14名が2歳以下の小さな子供でございます。何とか保育士でできること、また地域でできることをともに助け合って避難を実施したいと思っております。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

鳥居さん。

○5番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

ただ、心配は、実は避難じゃなくて、遊んでいるときに陥没しちゃうんじゃないかという意見が時々ありますが、わかりました。本当はあそこの下にセメントを埋めたらと

か、いろいろな意見が出ているんですけど、それは無理でしょうね。園庭に深くセメントをやって、その上に土をやってくれんかとかという意見がしばしば出るんですが、それはお願いできないでしょうか、この場をかりて。

○議長（鈴木和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

今のところ、まだその考えはございません。大変申しわけありません。よろしく願いします。

○5番（鳥居恵子君）

また、よろしく願いします。次、お願いします。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

質問2のほうへ移らせていただきます。観光施設の整備に係る地元負担の見直しにつきまして、関連がございますので一括答弁させていただきます。

まず質問2の1、観光施設整備に係る地元負担の割合につきまして答弁させていただきます。

観光施設整備の負担の割合につきましては、2つに分かれております。

まず1つ目としまして、観光施設の新設、または改修にかかる場合は、補助対象工事費から県補助金を除いた残りの工事費に対して、地元は10分の3の負担をお願いしております。

2つ目は、維持修繕にかかる場合であります。修繕費用が1万円を超えた場合に工事費の10分の3を地元で御負担いただいております。

質問2の2につきまして、地区から具体的な観光施設の整備の要望、地区の財政的な理由から断念した事業はあるかにつきまして。

現在、観光施設の整備要望としましては、篠島地区より要望がございました。

また、地区の財政的な理由から断念した事業については、把握はしておりません。

質問2の3につきまして、地元負担をなくすことについて答弁させていただきます。

観光施設に関しましては、過去より地元要望に基づき、町の観光振興に必要な施設として設置していること。また、整備することにより、地元にも何らかの利益があるとい

う観点から、地元3割負担という形をとり、事業を進めてまいりました。しかし、観光施設整備には多大な費用がかかるため、地元の財政状況はもとより、町の財政事情も考慮し、計画的に必要な施設の整備をしていきたいと考えております。

町としましては、観光振興を重要項目として推進しているところでございますので、それに伴う地元負担については、過去の経緯も踏まえまして、今後、そのあり方を検討していきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

鳥居君。

○5番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

本当に地元負担というのがすごく重くて、まちづくりとか、いろんなことをする中で、何にしてもお金が要るということで、みんなが、やれるかやれないかわからないのに、どうせやれないという結論を持っているんですね。それは地元負担がすごく多いから、お金がないから、どうせできないというふうに考えてしまうんですよ。ひょっとしたらやれるかわからないのと言っても、いや、もうできない。お金がないとか、承認がおりないとか、ノーノーノーの連続で終わってしまうんですね。その金額が大きければ大きいほど効果はたくさんあるはずなのに、みんながもうだめだとか、そういったことから進んでしまうと、何も進展しないですよ。私たちのまちはそんなまちではないので、進展するように前向きになっていくようによろしく願いしたいと思いますが、先ほど申された篠島の整備というのは、それは進んでいるんですか。観光整備要望というのは進んでいるんですか。

○議長（鈴木和彦君）

建設経済部長。

○建設経済部長（平山康雄君）

篠島地区の要望につきましては、御存じかもしれませんが、現在老朽化している展望台があります付近の施設の整備の要望でございます。まだ検討中で、展望台の建てかえだけではなくて、その付近の整備をどのようにしていくかということの検討中でございますので、よろしく願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

鳥居さん。

○5番（鳥居恵子君）

わかりました。

ぜひ力を出して、新しい観光施設で、やはり隠れた観光施設もこれから出てくると思うんですね。そういったものによろしくお願ひしたいと思いますが、ぜひ地元負担ゼロというところまで行っていただきまして、ゼロでも、実はつくっていただいても地元のものではないようないろんな規制もありますし、そういう中で、一緒に活性化しようと思うときには、まずみんなと一緒に考えてやる、進むということしかないものですから、本当にこれからもよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。以上です。

○議長（鈴木和彦君）

以上で、鳥居恵子君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

〔 休憩 15時00分 〕

〔 再開 15時09分 〕

○議長（鈴木和彦君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、2番、山下節子君。

○2番（山下節子君）

ただいま議長の許可を得ましたので、壇上で一般質問を行います。

途中で文言を補足させていただきますので、よろしくお願ひします。

再質問は自席で行います。

1. 教育、福祉施策の維持・拡充を求めます。

2012年8月に社会保障と税一体改革法が成立し、それとあわせて社会保障制度改革推進法が成立しました。その附則の中に生活保護制度の見直しが掲げられ、その内容として、生活扶助、医療扶助などの給付水準の適正化が明記されています。

生活保護基準をめぐる情勢は大変危機的と言えます。生活保護基準は、最低賃金に影響するばかりでなく、最低保障年金をめぐる年金額にも影響します。課税限度額や保険料の減免制度との関連が強く、就学援助制度の認定基準を定める際にも用いられます。

それは、国民の最低生活を守る岩盤として、社会保障制度のかなめとなっているのです。

安倍内閣の生活保護費削減方針の最大の柱は、食費や光熱費など日常の暮らしに欠かせない生活扶助費の基準をことし8月から3年かけて引き下げ、扶助費670億円、6.5%を減額する計画です。現行の生活保護法制定の1950年以降、基準引き下げは、2003年度0.9%、2004年度0.2%の2回だけ行われました。今回の削減幅は過去に例を見ない大幅なものです。減額対象も受給世帯の96%に上ります。最大10%減額される世帯、月2万円もカットされる夫婦・子供2人の世帯も生まれます。貧困世帯にさらなる貧困を強いる削減計画は全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法25条に反しています。影響は受給者だけにとどまりません。保護基準は、収入が少ない低所得者の暮らしを支えている国や地方自治体の目安として連動する仕組みにもなっています。影響する制度は、小・中学生への学用品代や給食費を支給する就学援助、個人住民税の非課税限度額の算定、保育料や医療、介護の保険料の減免制度など、少なくとも40近くに及んでいます。最低賃金も生活保護基準を下回らないことが法律で明記されています。保護基準引き下げによって負担増になったり、今まで利用できた制度から締め出されたり、利用ができなくなったりする人が続発することは明らかです。

生活保護基準の引き下げの影響を明らかにするとともに、住民の暮らし、福祉、医療、教育を守るための施策の維持拡充を求めます。

そこで、以下の質問をいたします。

- 1 番、住民税の課税限度額への影響はどうか。
 - 2 番、生活保護受給者への具体的影響はどうか。
 - 3 番、国民健康保険制度への影響はどうか。
 - 4 番、介護保険制度への影響はどうか。
 - 5 番、就学援助制度への影響はどうか。
- 2 点目、火葬場の業務委託について。

知多南部衛生組合が管理している火葬場について、火葬業務は本来2名の火夫さんによって進められなければならないところを、1名によることが多いとの住民の方より指摘があります。この件については12月議会においても取り上げましたが、依然解決されていません。業務委託について、どのような契約内容となっているのかについて、以下の質問をいたします。

1. 平成25年度知多南部衛生組合予算で火葬業務委託料は幾らで、この予算案となっ

た積算根拠は。

2. 火葬場で働いている火夫さんの労働条件についてですが、火夫さんが社会保険未加入であるとのことですが、業務委託についての契約内容ではどのようになっていますか。火夫さんの勤務先の就業規則の有無、労働賃金、勤務時間、残業時間、休日などなど、どのようになっていますか。

3番、火葬場は重要な公共施設であります。火葬場での寸志、謝礼は禁止されていますが、一向に改善されていないとの訴えがあります。人体としての最期のある火葬場でのこのような行為について、どのように考えられますか。

4. 現在、火葬場の業務委託事業は随意契約にて行われています。一般競争入札にすべきであると考えますが、どのように考えていますか。以上です。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

大きな1の教育、福祉施策の維持・拡充を求める御質問1から4につきましては、一括して、1につきましては私から、2番、3番、4番につきましては厚生部長から答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

御質問1の1、住民税の非課税限度額につきまして答弁させていただきます。

住民税の非課税限度額は、生活保護基準の引き下げに伴い非課税の限度額が下がり、現在住民税が免除されている低所得者の一部の方が課税される可能性もございます。住民税は前年の所得に課税されるため、影響が出るのは平成26年度以降となります。平成26年度以降の税制改正がどのように改正されるか不明であるため、影響額などの把握は現段階ではできません。

なお、現在の主な非課税限度額（住民税の均等割・所得割も課税されない方）は、障害者、未成年者、離婚・死別され扶養親族のある人で、前年中の合計所得金額が125万円以下の方と、扶養親族がいない方で、前年中の合計所得金額が28万円以下の方でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木和彦君）

厚生部長。

○厚生部長（早川哲司君）

1の2から1の4まで一括で答弁をさせていただきます。

まず、生活保護制度の見直しに伴う生活保護受給者への具体的な影響でございます。

厚生労働省は、平成25年度より生活保護基準の引き下げを予定しております。現在、生活保護に認定されておられます世帯におきましても、生活保護世帯から外れてしまう可能性がございますが、現時点では国からの具体的な内容が示されておりませんため、この影響は不明確でございます。

次に、1の3でございます。国民健康保険制度への影響でございます。

生活保護基準を勘案して定められている個人住民税の非課税限度額は、平成26年度以降の税制改正で対応されることとなっておりますため、平成25年度の国民健康保険制度への影響はございません。

平成26年度以降につきましては、国民健康保険を含む医療保険制度でも、高額療養費のうち、低所得者の判断基準の一部に市町村民税非課税世帯であるか否かが用いられているため、個人住民税の非課税限度額が見直されれば、間接的に影響が及ぶこととなります。しかし、これも平成26年度以降の税制改正の議論を踏まえ、対応されることとなっております。

また、国民健康保険税で低所得者の応益割を7割・5割・2割軽減する制度のうち、2割軽減の基準は、個人住民税の所得割非課税限度額を参酌しております。この2割軽減措置につきましては、社会保障・税一体改革において、平成26年度以降、その対象者を拡大することとしておりまして、今後の税制改革の議論を踏まえ、対応することとなるため、今回の生活保護基準の見直しが直接影響することにならない見通しであるとの厚生労働省のほうの見解でございます。いずれにいたしましても、現在のところ、見直しの詳細は示されておりませんので、影響につきましては不明確でございます。

続きまして、1の4でございます。介護保険制度への影響でございます。

生活保護基準の引き下げに伴い、非該当となった場合の影響につきまして答えさせていただきます。

まず保険料の負担につきましては、現在、本町では65歳以上の第1号被保険者の生活保護受給者は、所得段階の第1段階に該当しておりまして、年額2万6,400円の保険料を御負担いただいておりますが、この保険料は生活保護費の扶助費で賄われているため、実質的には無料となります。しかし、生活保護から非該当となれば、負担することとなります。

40歳以上65歳未満の生活保護受給者は、介護保険の被保険者とはなりませんので、保険料の負担もございません。しかし、非該当となれば、第2号被保険者となりまして、加入する医療保険、一般的には国民健康保険と思われませんが、そちらを御負担いただくこととなります。

次に、介護サービスを利用した場合の利用者負担でございますが、原則として、利用料の1割を払うこととなりまして、生活保護受給者は、その費用について生活保護費の扶助費で賄われるため、実質的には無料となります。しかし、非該当となれば、この利用料を負担することとなります。

以上、生活保護受給者が非該当となった場合の影響につきましては、保険料や自己負担などを御負担いただいても、今後の生活を継続できるか十分に配慮した上で、生活保護の停止や廃止を判断するとの厚生労働省の見解でございます。

その他、これまで生活保護を受給していなかった40歳以上の方につきましては、介護保険料や介護サービスを利用した場合の利用者負担は、個人住民税の非課税限度額が基準となっております。その非課税限度額は平成26年度以降の税制改正で対応されることとなっておりますので、平成25年度の介護保険制度への影響はございません。

私からは以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

今のお答えからすると、25年度からじゃなくて、26年度からということで、計算はできないというふうなことを言われているんですけども、この制度は確実に国会も通るといふふうに言われています。生活保護基準額が下がる。その影響は物すごく大きいといふふうに言われています。3月4日の中日新聞に「生活保護、8月引き下げ」といふふうにかかれていました。

ちょっと話が前後するんですけども、私が聞いたかったのは、課税限度額に対して、25年度は影響ないといふふうに言われているんですけども、実際に出てこないかもしれません。でも、この法律が制度化されて、26年度から必ず影響が出てくると言われています。ですから、聞いたかったのは、きちっとした計算ではなくても、今これだけの方が非課税限度額といふふうなことで、やっぱり決められたから計算が出る。決められ

てないからまだ計算ができないというのでは私は怠慢を感じるんですけども、その辺について、どうでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

住民税の非課税限度額につきましては、先ほど申し上げましたけれども、合計所得金額が125万円以下という部分がございます。また、該当者の人数でございますけれども、大体の計算をしてみました。例えば合計所得が28万円を超え125万円以下の方につきましては、何人も当然見えるんですけども、24年度の町民税が非課税となっておる方を調べまして、その中で見ますと、本町の場合357の方がその中に含まれております。内容的にいけますと、障害者の方が123人、未成年の方が52名、離婚・死別され、扶養親族のある方、言葉的には寡婦というような言葉を使いますが、その方が182名という数字はつかんでおりますけれども、あくまでも非課税限度額の引き下げとなりますと、どれだけ引き下がるのかもわかりませんので、そういった部分での影響が不明という形で答弁させていただきました。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

町民税の均等割額というのがあるんですけども、それを乗じた場合はどのような計算になりますか。

○議長（鈴木和彦君）

総務部長。

○総務部長（渡辺三郎君）

住民税の均等割につきましては、本来28万円を超えてきますと住民税の均等割がかかるわけでございますけれども、先ほどの非課税限度額の枠の中でいけますと、要は125万円以下の所得の方、先ほどの障害者だとか、未成年者、離婚・死別された扶養義務者のある方については課税がされないという形になります。ですので、28万円も変わる可能性があるのかもわかりませんので、ちょっと影響が不明でございます。

（2番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

ざっとですけれども、これだけの方は課税の対象になるという数字はないんですか。

○議長（鈴川和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

先ほど申しあげました数字の方は、課税されてないという形になります。引き下がることによって課税される方があるかもわかりませんが、その引き下げられる金額が一切不明でございますので、どれだけの方が新たに課税になるとか、そういった部分からわからないという形で答弁させていただきました。

（2番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

山下さん。

○2番（山下節子君）

順が不同して申しわけないんですけれども、やっぱり国の予算ベースで6.5%引き上げることが言われています。確実な計算はできるというふうにはこちらも期待してないんですけれども、やはり生活保護を受けている方、またボーダーラインの方々にとっては、この生活基準が引き下げられるということで物すごく不安を感じておられる方もたくさん見えます。

まず、生活保護の受給者の具体的影響はどうかというところなんですけれども、今、生活保護受給者の方は、高齢者の方よりも子供たちにすごく影響を与えるというふうなことを言われているんですけれども、子育て世帯が何世帯ぐらいになっているか、お聞きしたいんですけど。

○議長（鈴川和彦君）

河合君。

○福祉課長（河合 高君）

生活保護の南知多町における受給内容でございますが、25年の2月1日現在、61世帯で64人でございます。内容の内訳としましては、65歳以上の高齢者の方が41人、それから障害者、この方は手帳所持者でございますが、14人、傷病者、病気のある方お2人、

それから、その他、これはちょっと中身はわかりませんが、単身の方と母子家庭の方が入っておると思います。合計64人でございます。という南知多町の状況でございますので、山下議員おっしゃられるような母子家庭の方の数は把握しておりませんが、高齢者の方が多いもんですから、そちらへの影響かなあと考えております。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

国民健康保険制度のことなんですけれども、影響額については、高額療養費の基礎額を見ると、非課税所得区分から1段階上がることになり、70歳未満で自己負担限度額が4万4,700円ぐらいの負担額になると言われています。それから、70歳から75歳の比較、所得税区分と、それからもう一つには、その年齢の方々の70歳から75歳までの非課税所得区分とか、細かく計算すると、どのような方が引き下げの基準の対象になるか、それはまだ計算できてないんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

はい。

○福祉課長（河合 高君）

今の御質問の具体的な数値がまだ出てきておりませんので、現段階ではお答えすることができませんので、御了承いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

山下さん。

○2番（山下節子君）

4番の介護保険制度への影響なんですけれども、これは4階層の方が金額が上がるとか、今のこの制度が通れば、金額的に大きな違いも出てくるというふうに言われています。その辺についても、本来ならこれだけ引き下げられれば、これだけの水準で、4階層、何階層の人たちは変わるというふうなことを答えていただいたかったんですけれども、今答えられる範囲でその点についてお聞きしたいんですけど。

○議長（鈴木和彦君）

石堂君。

○保健介護課長（石堂登久則君）

先ほど厚生部長が答弁でお答えさせていただいたんですが、介護保険制度における生活保護受給者の方につきましては、所得段階で第1段階に該当いたしまして、その方々につきましては、答弁でお答えさせていただいたように全て生活保護費で負担いただくということで、実質御本人の保険料負担は無料でございます。ただ、その生活保護受給者の方々の実際の収入があるわけなんです、その基準自体がどうなるかというのがわからないものですから、そういったところが明確にならない限りは、今の御質問につきましても、明確な答えは出ないということで御理解いただきたいと思います。

（2番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

やはり明確な答えというのは、まだ実施されてないということで出ないというのも、こちらのほうとしても私もわかるんですけども、このことをお聞きしたのは、実際に生活保護の方、基準を切られる。ことし8月からまた生活保護の削減が行われます。そのことによって、必ず38ぐらいの今までの制度が影響を受けるというふうに言われています。影響を受けるということは、町民の生活、その他の生活の中でも、ほかの制度が打ち切られるんじゃないか、影響を及ぼすということでは大きな影響がありますので、やはり制度が決まったから計算する、わかるということじゃなくて、心の準備もあります。これから先、どのようにしていったらいいのかということで、町のほうも計算して、またこういう試算も出していただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴川和彦君）

大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問の1の5、就学援助制度への影響でございますが、本町の就学援助の認定対象基準は、生活保護基準額の1.3倍未満としております。生活保護基準が見直されれば、就学援助制度にも影響してまいります。就学援助を受けられなくなる世帯も出てくるのが推測されます。

現時点では、生活保護基準の引き下げがどのようになるのか定かではございませんの

で、影響する世帯数や金額など試算できないということで御理解願います。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

山下さん。

○2番（山下節子君）

皆さんと同じ意見だということで、わかりました。

生活保護のことですけれども、もう一度、きのうの新聞で、3月4日、中日新聞ですけれども、こういうことが書いてありました。学用品が買えないとか、体操着や水着を買い替えることができないといった理由で、子供の引きこもりは確実にふえる。成長期には1年前のものは着られないことがある。「生活保護とあたし」の著者、和久井みちる氏は警鐘を鳴らします。地方公務員だった和久井氏は夫の家庭内暴力で鬱病になり、失職。一時期、生活保護を受けていました。生活保護のうち、生活費に充てる生活扶助費は、8月から3年間かけて最大10%引き下げられます。40代夫婦と小・中学生2人の世帯の生活扶助費は、3年で月額2万円減る。30代夫婦と4歳の子1人の世帯は1万6,000円減る。2010年の調査によると、生活保護受給者のうち、18歳未満は14.4%、そのうち2割はゼロ歳から5歳だった。

子供の貧困に詳しい立教大学福祉学科の湯澤直美教授によると、受給者のうち6人から7人に1人は子供ということはいっと強調されていい。本当に貧困の連鎖を抑止するのなら、経済困窮にある世帯の子供ほど大学進学を初め、高卒後の教育の機会を手厚く保障すべきだというふうに、これは中日新聞の抜粋なんですけれども、今、生活保護を受けなければいけない。それから、就学支援制度というのがあるが、町のほうでは1.3という基準でしたけれども、やはりこのことにも、基準を引き下げることによってかなり影響が、今のところはわからないと言われてきたけど、影響はあると思います。そのときに、本当に子供たちの就学援助を町としては、先の問題ですけれども引き下げてもらいたくない。本来なら、今、就学援助を必要とする子供たちの数はふえています。ですから、その観点で少し町としてはどのように考えているか、お願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

教育長。

○教育長（大森宏隆君）

就学援助制度に影響がないと申し上げておるわけではなく、影響がありますよということでございます。先ほど申し上げましたように、生活保護基準の1.3倍という基準でやっております。この1.3倍といいますのは、他市町村に比べまして低いわけではない。むしろ若干高いほうではないか。平均から見れば高いほうではないかと。大都市では、生活保護基準と同額、1.0倍というところもございます。ただ、実態を見ながら、そういったものの検討はしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

山下さん。

○2番（山下節子君）

先ほどの答えの中に、厚労省の答弁として、基準は影響しないというふうなことを答えられましたけれども、これだけの生活保護費の基準を引き下げるということは、それに連携する制度も引き下げられるということが実際に考えられることです。その基準を引き下げることによって、日本は底なしの貧困国家になるというふうな危惧があります。私たちも、町全体でアンケートの実施をしました。そのときに、やはり国民健康保険税を減免してほしい。介護保険の減免など、さまざまな要求がありました。生活が本当に苦しくなっているというふうな意見もたくさんあります。そういったことをきちっと忘れずに、この基準が制度化された場合も、町としては、生活保護基準、今までの生活保護の世帯、そして、それに該当する非課税世帯、この人たちを守っていくために努力していただきたいと思っております。この件について、町長にも意見を伺いたいと思っております。

○議長（鈴木和彦君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

山下議員、今おっしゃったことに関しましては、そもそも論を今ここで言う気はございませんし、国会の議論をまたなくてはならないというのも、今、各部長が答えたところでございます。ある一定の推定した基準を設けて、シミュレーションすべきじゃないかとか、そういうことに関しましては、我々が非常に困っている方々のさらに困る状況に対しまして、町レベルでそれを支えることができるかどうかという、そういう覚悟を持って、ある程度の予算を出せるかどうかをやっていくべきだというふうにお聞きいた

しております。そのことにつきましても、はっきり仮の数字でどのぐらい要るのかとか、どのぐらい救える人たちの数があるのかとか、そういうことをあらかじめ知っておく必要はあると思いますが、まず国会の、これでいいのかという議論をまって、その動向を見ながら、我々が果たして市町村でそれをやっていいのかということも含めまして、やれるのかということも含めまして、しっかり検討してまいりたいと思っております。

○2番（山下節子君）

次、お願いします。

○議長（鈴木和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、大きな2番の火葬場の業務委託についてお答えさせていただきます。

これも2の1から2の4まで関連がございますので、私のほうから続けて答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、平成25年度南部衛生組合の予算と業務の委託料でございます。

知多南部衛生組合によりますと、平成25年度の火葬業務委託料は1,738万8,000円を予定しております。また、この委託料の積算根拠は、火夫、霊柩車運転手の給与、諸手当及び法定福利費の人件費、作業服などの物件費、周辺緑地等管理及び直接経費と諸経費で積算されております。

御質問2の2でございます。業務内容と就業規則につきましてでございます。

知多南部衛生組合によりますと、業務委託の内容は大きく3つに分かれておりまして、まず1つ目といたしまして火葬業務でございます。持参書類の確認、御遺体のお別れから、収骨までの一連の業務でございます。なお、火葬場設備に関する通常設備の日常の保守点検も、始業前と終業時に行っており、目視にて炉内れんが、煙道れんが、バーナー、排煙設備等の点検を行っております。

2つ目でございます。場内周辺の緑地等の管理、清掃業務は、施設内及び施設周辺の清潔保持に努めるため、清掃等維持管理を行い、美観を損なわないよう管理する業務でございます。

3つ目の霊柩車の運行業務につきましては、霊柩車により指定配車先から火葬場までの御遺体の搬送でございます。

以上が委託業務の主な内容でございます。

次に、火夫さんの勤務先の就業規則につきましては、知多南部衛生組合によりますと、把握していないということでございます。

次に、御質問2の3でございます。寸志、謝礼につきましては、火葬場での寸志、謝礼は好ましいものではないと思われまます。知多南部衛生組合におきましては、火葬場での寸志、謝礼につきまして、火葬場は公共施設でありますので、委託会社の従業員の遵守事項として、業務に関連し、使用者から金品の收受や強要をしないことを契約書に記載しております。また、火葬場施設内に謝礼等のお断りの表示及び死亡届け出のときお渡しいたします火葬場利用案内にも記載しております。

最後の2の4の随意契約の件でございます。

知多南部衛生組合によりますと、火葬業務は昭和58年度から民間委託で運営しております。

当初の委託業者の廃業等に伴い、平成3年度以降に実施できる業者選定が急務となり、まず知多南部衛生組合管内の事業者において業務遂行能力のある業者を選定し、受託意思の有無を確認した結果、現在の委託会社しかございませんでした。

委託会社は、事務所所在地が知多南部衛生組合管内にあり、地理に精通しており、委託業務に従事している従業員も管内及び近隣市町に在住しておりますので、現在の委託会社が妥当と判断し、契約を締結しております。

今後におきましては、現在の業者が適当であると思われまますが、入札につきまして、その他、内容等を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

1番の積算根拠なんですけれども、これは、火葬場の業務と、あと火葬場周辺の美化の業務、それと交通整理など、そういった雑用というふうに解釈するというふうでいいんですか。それと、霊柩車の配送。この基準でいうと、2.5という考え方でいいのかどうか、お聞きしたいんですけれども。

○議長（鈴木和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

先ほど2の2でお答えさせていただきました業務の内容につきましては、まず火葬業務でございます。それから2つ目が場内周辺の緑地等の管理、清掃も含めます。3つ目が霊柩車の運行を含めまして2人ということで考えております。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

これまで、去年の夏からそういう指摘が私のほうにもあったんですけども、ほぼ1人でやっているというふうな実態が指摘されています。私も調査したんですけども、この3年ほど、過去にさかのぼることはわからないんですけども、ほぼ1人、7割、8割方1人というふうなことが言われています。この業務の積算根拠でいくと、失礼な言い方ですけども、火夫さんが1人に対して、それとたまに入る人、そして霊柩車を運ぶ人、それについて1,730万というふうな積算根拠の気がして、私はちょっと腑に落ちないんですけど、その辺について、どう考えますか。

○議長（鈴木和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

その点につきましても、就業の日報等を確認し、積算のほうをしております。今後、知多南部衛生組合のほうで就業日報等の記録、または実態を把握しながら、指導監督をしてまいりたいというふうに考えておるということではございました。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

社会保険には入っていないということですけども、この委託業務を任せる随意契約に当たる。やっってもらふということは、社会保険も入る、信用ある会社だということが契約に入っていないんですか。

○議長（鈴木和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

社会保険云々ではなくて、私どもの委託する内容、業務内容が適切に遂行できる業者として、今の会社のほうを選んで随意契約をしているということでした。

（2番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

この方は、今、社会保険にも入ってない。給料は300万にも満たないということは私の調査でもわかっているんですけども、この業務というのは本当に厳しくて、夏は暑い、冬は寒い、大変厳しい業務だと思うんです。そのことをきちっと会社の方だと思うんですけども、そこでも社会保障もされていない。適正な措置がされていないということは本当に大きな問題だと思います。町のほうとしても、また衛生組合にもきちっと働きかけて、社会保障を進めていただけるように指導していただきたいと思います。

3番の火葬場は、公共施設、文化施設だというふうに位置づけられています。この中で、火葬業務に当たると、火葬場で業者の方が1,000円払ってくださいとか、謝礼として1人1,000円、3,000円とか、細かいことは定かではなく、なかなかはっきりしたことは言えないんですけども、謝礼を払うという慣例、習慣がずっとあるということは、今まで何人かの人は多分御存じだと思います。それはないというふうには言われているんですけども、この文化施設を借りるについて、そういう捉え方でいくと、本来ならどこか借りても謝礼なんか払わない。それと、衛生車が来ても謝礼を払うようなことはない。この火葬業務においてだけ謝礼を払っていると聞いています。その辺を町はどのように捉えていますか。

○議長（鈴川和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

まず1点目の、社会保険とか、いろいろな就業のことを知多南部衛生組合に指導ということでした。私どもといたしましても、南知多町議会のほうからそのような意見がございましたことを知多南部衛生組合に伝えてまいりたいと思います。

もう1点の火葬業務の謝礼につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、金品の收受、強要しないように契約書、または表示をいたしておきまして、その

他、知多南部衛生組合にもそのことを伝え、今後徹底するようにお願いしたいと考えております。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

12月の議会で、一部組合の組合会議があつて、共産党の山本議員がこのことを質問しています。私は議員じゃないから、詳しいことを知らなくて、ここで知りたいということで出したんですけれども、そのときに、謝礼については払わないということで、火葬場にも今注意事項として書いてあります。町の配る文書にも、これは公務執行であり、公共施設である。だから、謝礼は受け取ってはいけないというふうに書かれています。これは委託契約違反になると思いますけど、その辺は町はどのように考えていますか。

○議長（鈴木和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

書かれていることが委託契約違反ということは私どもは考えておりません。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

委託契約の中に、謝礼を受け取ってはいけないというふうなことは書かれています。ですから、違反になるのかなという気もしないでもないんですけれども、やはりこれからは業者の方、本当に火葬に当たる従業員の方、火夫さん、本当に一丸となって、謝礼をもらわない、受け取らない、こういう習慣をきちっと打ち破ってほしいと思います。私が調べた結果でも、注意事項として、窓ガラスのところに謝礼は受け取らないというふうな文言が書かれて張り出されておりました。しかし、私の聞いた範囲でも、まだ葬式のときに謝礼を払っているというふうなことも事実として聞いています。このことについては完全になくすという努力も、衛生組合、また町も一緒になってやっていただきたいと思います。管理者は町長であるはずです。町長の意見をお聞きします。

○議長（鈴木和彦君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

私は南知多町長でございますが、現在、南部衛生組合の管理者をしております。しかし、組織の構成上、ここで管理者としての答弁は差し控えさせていただきたいと存じます。

ただ、今、議員おっしゃいました、委託契約の中にそういう寸志等を受け取ってはならない。これは常識でございますが、それを公務の段階でいただいているのか、あるいはその委託業者が完全な、昔は火夫の方は公務員でございました。それを、一部委託を民間会社にしたことにより経費の節減をさせていただいておるわけでございますが、その経費を節減した対象者であります業者が、ほかの業務、民間業務の中でいただいたものと非常に混同しやすい、そういう業種であることは否めないと思います。よって、我々の世界においてはそういうことはしてはならないということにつきましては徹底していきたいと思っておりますが、南知多町長として、行政庁であります範囲でお答えさせていただきます。

（2 番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

山下君。

○2 番（山下節子君）

ありがとうございます。

4 番なんですけれども、火葬場の業務委託は随意契約です。これまでに、ほかに委託業者、入りたい、行いたいという業者の声というのはなかったのでしょうか。

○議長（鈴川和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

これも、知多南部衛生組合によりますと、そのようなことは正式にはないということでした。以上でございます。

（2 番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

山下君。

○2 番（山下節子君）

私も公に聞いたわけではないんですけれども、1,738万、こういう委託費がもらえるなら私たちもやりたい、そういった声は二、三聞いています。競争入札にすれば、サービスがよくなるかどうかということは、それはわからないと思います。でも、その金額でやるなら、うちはもっとサービスができる。そういった声もあります。委託契約について、火葬場だけについて私は追及する気はないんですけれども、ほかのところ、この委託契約をきちっと社会保障など確立できているか、その辺についても少しお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

御質問が火葬業務のことだけに限りますと、委託契約、随意契約をしております。以上でございます。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

最後になりますけれども、この委託契約、随意契約については、本来なら社会保障がきちっとなっている。そういったことが制度としてはないかもしれないけれど、やはりこれは行政が本来ならやるべきことだと思うんですけれども、それを衛生組合、また業者に委託しているということになっていると思います。ですから、やはりこの方たちがきちんと生活保障、火夫さんたちができている。そのことが物すごく私は行政にとって大事なことだと思うし、火葬場業務を続けていくことにおいても、本来この方も生活保障、300万以下、切るなんていうことはとても考えられないことなんですけれども、それを厳しく業者の方にも生活保障するように進めていただきたいと思います。火葬場は公共施設であり、公務執行である。そういったことを念頭に置いて、もっとこの方の生活保障をきちっとするように、何回も言いますけれども、きちっと指導していただきたいと思いますけれども、もう一度、厚生部長、お願いします。

○議長（鈴木和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

議会から御意見、御指導がございましたことを知多南部衛生組合に伝えさせていただきます。以上でございます。

○議長（鈴木和彦君）

以上で、山下節子君の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（鈴木和彦君）

本日はこれにて散会いたします。どうも皆様、御苦労さまでした。

[散会 16時01分]

